



第5次埼玉県国土利用計画(案)

令和5年 月

埼 玉 県

目 次

前 文	1
第1 県土の利用に関する基本構想	2
1 県土利用の基本理念	2
2 県土利用の現状	2
(1) 地勢	2
(2) 人口・世帯数の推移	2
(3) 土地利用状況の推移	2
3 基本的条件の変化	4
(1) 人口減少と社会経済状況の変化	4
(2) 災害の激甚化・頻発化と新興感染症の発生	6
(3) 都市化の進展と気候変動・自然環境	6
4 県土利用に関する基本方針	7
(1) 県土利用の課題	7
(2) 県土利用の基本方針	7
5 利用区分別の県土利用の基本方向	9
(1) 農地	9
(2) 森林	9
(3) 原野等	10
(4) 水面・河川・水路	10
(5) 道路	11
(6) 宅地	11
(7) その他	13
第2 県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	14
1 県土の利用区分ごとの規模の目標	14
(1) 目標年次及び基準年次	14
(2) 目標年次における人口及び世帯数	14
(3) 県土の利用区分	14
(4) 目標面積の定め方	14
(5) 利用区分ごとの規模の目標	14
2 地域別の概要	18
(1) 地域区分の考え方	18

(2) 目標年次における地域別の人口	19
(3) 地域別の土地利用の基本方向	19
第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要	21
1 措置の概要	21
(1) 計画的かつ有効な県土利用の促進	21
(2) 安心・安全を実現する県土利用の推進	26
(3) 人と自然が調和し、持続可能な県土利用の促進	28
2 計画の効果的な推進と進行管理	31
(1) 国、市町村との連携・協働	31
(2) 県土に関する調査の推進及び県民への情報提供	31
(3) 計画の総合的な点検	31
関係資料集	32

1 前文

2

3 埼玉県国土利用計画（以下「本計画」という。）は、国土利用計画法第7条の規定に基づ
4 き、埼玉県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関し基本的な事項を定め、
5 総合的かつ計画的な県土利用を進めるための行政上の指針となる計画である。

6 また、市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」とい
7 う。）及び埼玉県土地利用基本計画の基本となるものである。

8

第1 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本理念

県土は、現在及び将来における県民のための限られた財産であり、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤である。したがって、県土の利用は、公共の福祉を優先させ、県民の健康で文化的な生活環境の確保及び地域の特性に応じた発展を進めながら、総合的かつ計画的に行うものとする。

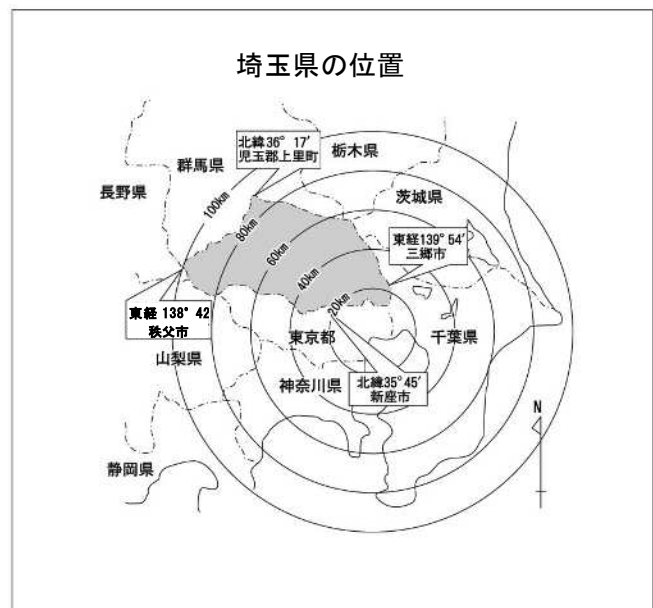
本計画では、本県の最大の課題である超少子高齢社会への対応と喫緊の課題である災害・危機管理対応などに県土の利用面から取り組み、「あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である『日本一暮らしやすい埼玉』」の実現を目指す。

2 県土利用の現状

(1) 地勢

本県は、関東平野の中央に位置する1都6県に囲まれた内陸県であり、県土面積は国土の約1%にあたる約3,798 km²で、ほぼ全域が都心から100 kmの圏域に含まれる。

また、平地が多く、県土に占める平地の割合は茨城県に次いで全国で2番目に高い約61%、可住地面積の割合は大阪府に次いで2番目に高い約69%となっている。



(2) 人口・世帯数の推移

令和2年国勢調査による本県の人口は約734万人で、平成22年から令和2年までの10年間の増加率は約2.1%である。

総世帯数は約316万世帯で、平成22年から令和2年までの10年間の増加率は約11.3%であり、世帯数の増加率が人口の増加率を上回っている。このうち、単独世帯数は約107万世帯で、10年間の増加率は約32%である。特に65歳以上の高齢単独世帯数は令和2年で約33万世帯になり、この10年間の増加率は約63%である。

(3) 土地利用状況の推移

利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの面積及び県土に占め

1 る割合について、変更前の埼玉県国土利用計画（以下「第4次埼玉県国土利用計画」
 2 という。）で定めた基準年次（平成20年）及び令和2年の状況は、表1のとおりで
 3 ある。

4 なお、平成22年に統計調査上の要因により、「採草放牧地」は「原野」の区分に
 5 入れ「原野等」とし、「農用地」は「採草放牧地」を除き「農地」としており、本
 6 計画は、変更後の区分で策定している。

7
 8 **表1 利用区分ごとの県土面積の推移**

9

区分	年	平成20年		令和2年	
		面積(km ²)	構成比(%)	面積(km ²)	構成比(%)
農用地		816	21.5	743	19.6
農地		814	21.4	741	19.5
採草放牧地		2	0.1	2	0.1
森林		1,217	32.1	1,199	31.6
原野		0	0.0	0	0.0
水面・河川・水路		191	5.0	191	5.0
道路		328	8.6	342	9.0
宅地		733	19.3	790	20.8
住宅地		499	13.1	541	14.2
工業用地		46	1.2	47	1.3
その他の宅地		188	5.0	202	5.3
その他		512	13.5	533	14.0
合計		3,797	100.0	3,798	100.0

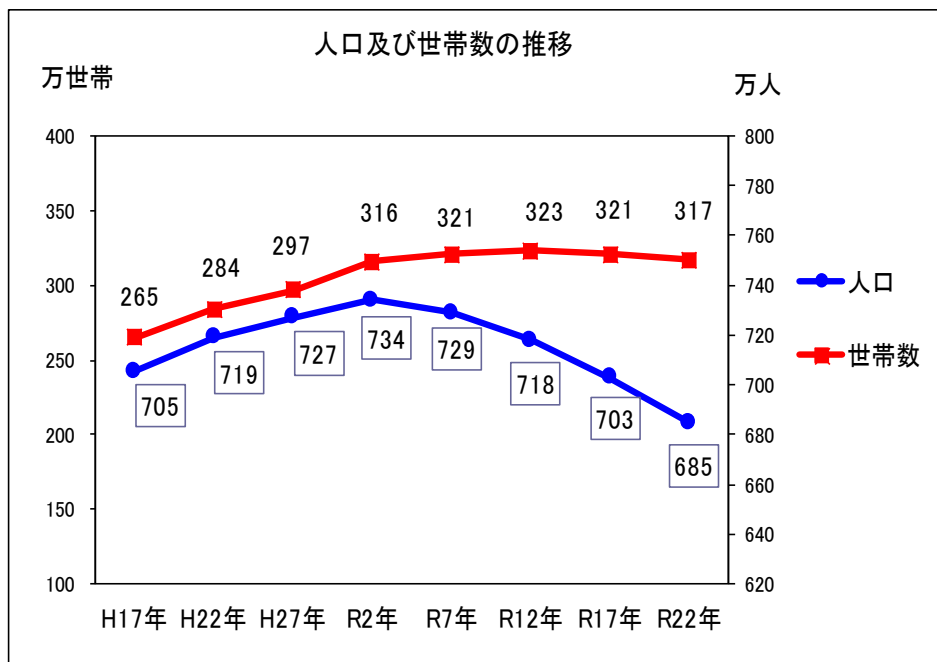
注 県土面積の合計は、平成22年3月1日に行われた深谷市と群馬県太田市との境界変更以降、3,798 km²となっている。

3 基本的条件の変化

本計画では、次のような基本的条件の変化を考慮する。

(1) 人口減少と社会経済状況の変化

少子化などにより、本県の人口は令和2年以降に減少に転じる一方、世帯数については単独世帯の増加などにより令和12年頃まで増加するものと予測される。このため、都心に近く利便性の高い地域では、住宅地をはじめとする新たな土地需要がみられるが、それ以外の地域では、市街地の人口密度の低下や空洞化する中心市街地、虫食い状に発生する未利用地や空き家、所有者不明土地などの増加により、土地の有効利用の低下が懸念される。現在、県南部の人口は増加傾向にあるものの、秩父地域及び県北部の人口は既に減少に転じており、人口の地域的な偏在が進行している。特に郊外では住民の減少による地域コミュニティの衰退が懸念されている。

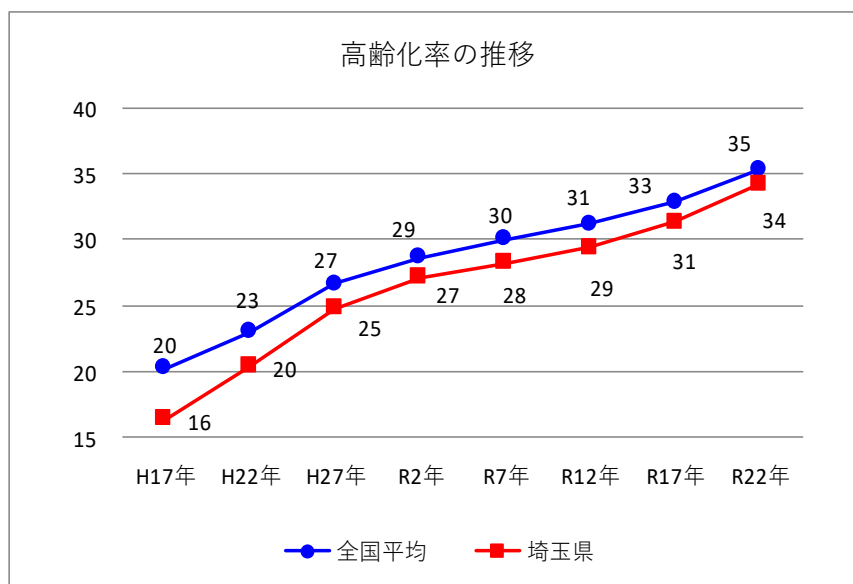


資料：令和2年までの人口及び世帯数は国勢調査（総務省）による実績値
令和7年以降の人口は埼玉県5か年計画推計値
令和7年以降の世帯数は上記推計値及び国立社会保障・人口問題研究所による平均世帯人員推計値を用いた計算値

また、本県の65歳以上の高齢者は、令和12年には約206万人、令和22年には約230万人まで増加し、県民の3人に1人が高齢者となる見込みである。

さらに、本県の75歳以上の後期高齢者は、いわゆる団塊の世代の高齢化に伴い、平成27年から令和12年までの15年間で約1.6倍の約128万人に増加すると見込まれる。この間の後期高齢者の増加率は全国で最も高く、社会に与える影響の大きさなどを考えると、異次元の高齢化とも呼べる状況を迎えている。

高齢化率の推移



資料：令和2年までは国勢調査（総務省）による実績値
令和7年以降は第8期埼玉県高齢者支援計画

一方、本県は、首都機能の重要な一翼を担うとともに、日本の人口の3分の1を占める首都圏の中心に位置し、高速道路や鉄道といった広域交通網の充実により、首都圏の巨大なマーケットに直結している。日本を代表する研究機関などが集積し、高度な技術を有する人材に恵まれるなど、産業集積や新産業・新技術創出の優位性が首都圏の中でも高いと考える。

さらには、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の県内全線開通により、産業適地としての本県の立地優位性はますます高まっている。特に、圏央道及びこれに接続する高速道路のインターチェンジ周辺や主要幹線道路沿線で、新たな工業用地などの需要が見込まれる。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機にデジタル技術が飛躍的に拡大し、WEB会議やテレワークなど新たな働き方・住まい方を踏まえた土地利用の視点も必要となる。

このような人口減少と社会経済状況の変化は、全体として開発圧力を弱め、未利用地や空き地、所有者不明土地などの増加をもたらす一方、空間的余裕を生み出す側面もある。本県は、地域によって住宅地や工業用地などの都市的土地利用の需要も見込まれることから、土地需要の調整や効率的利用が必要である。



圏央道白岡菖蒲インターチェンジ周辺の菖蒲南部産業団地

1 (2) 災害の激甚化・頻発化と新興感染症の発生

2 台風や豪雨による時間雨量 50 mmを超える降雨の回数は、年々増加傾向にあり、
3 平成8年から平成28年までの20年間で、発生頻度は2倍に増加している。令和元
4 年東日本台風など排水施設の能力を超える豪雨により、身近な河川の氾濫や街中な
5 どでの内水氾濫など大きな被害が発生している。

6 また、日本は世界でも有数の地震大国であり、平成23年3月11日に発生した東日
7 本大震災の巨大地震以外にも、毎年のように大きな地震災害に見舞われている。人
8 口と資産が集中する首都圏における大地震の発生も懸念される中で、安心・安全に
9 対する県民の要請が高まっている。

10 このような自然現象による被害を未然に防ぐことは極めて困難である。このため、
11 被害を最小限にとどめる「減災」の観点から、災害リスクを低下させる土地利用へ
12 の誘導、県民への防災・減災情報のきめ細やかな提供の必要性が高まっている。

13 また、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延は、市
14 民生活や社会経済活動の在り方そのものに多大な影響を与えたが、こうした新たな
15 脅威への対応が必要である。

16 (3) 都市化の進展と気候変動・自然環境

17 本県の可住地面積比率は県土の68.5%（令和2年10月現在）と高く、首都圏に
18 おいて東京都に隣接する地理特性などから都市化が進展し、農地や森林が減少して
19 いる。

20 令和2年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」では、
21 「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃よりも十分低く保つとともに、
22 1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標としている。目標達成
23 のため、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去を均衡さ
24 せること」を掲げている。このように温室効果ガスの人為的排出と吸収を均衡（カ
25 ーボンニュートラル）させた脱炭素型社会の実現が要請されている。

26 また、地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の
27 喪失・劣化とこれに伴う生物多様性の損失が続いており、暮らしを支える生態系ネ
28 ットワークの形成に大きな影響を及ぼしている。そのため、2030年までに陸と海の
29 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30 by 30目標」が掲げられ
30 ている。このように、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティ
31 ブ」の実現が要請されている。

32 さらに、エネルギーの海外依存リスクの高まりを受け、再生可能エネルギーの導
33 入促進が求められる中、太陽光発電施設などの設置が進んでいるが、防災面、景観
34 や環境への影響、使用済みパネルの廃棄等に対する懸念が顕在化している。

35 本県では、武蔵野の平地林や水田、あるいは河川などが良好な景観を形成すると
36

1 ともに、野生生物の生息・生育空間の確保など様々な機能を果たしてきた。気候変
2 動や生態系の破壊による生物多様性の損失、身近な緑の減少などの諸課題に対応す
3 るとともに長期的な視点に立ち、人と自然が調和することを基本に、持続可能な県
4 土利用が必要である。

6 4 県土利用に関する基本方針

7 (1) 県土利用の課題

8 県土利用を巡る基本的条件の変化を踏まえ、今後の課題を次のとおりとする。

9 ア 県土は限られた財産であり、適正かつ有効に利用していくことが必要である。

10 イ 台風・豪雨など激甚化・頻発化する災害、切迫する首都直下地震、新興感染症
11 などの脅威に備えていくことが必要である。

12 ウ 人口減少や高齢化の進行による社会構造の変化や地球温暖化など環境問題が
13 顕在化する中、より良い姿で次世代に県土を引き継いでいくことが必要である。

14 (2) 県土利用の基本方針

15 上記の課題に対して総合的に取り組むことにより、SDGsの基本理念に沿い、
16 あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である「日本一暮ら
17 しやすい埼玉」の実現を目指す。

18 そして、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて、

19 ○ 計画的かつ有効な県土利用

20 ○ 安心・安全を実現する県土利用

21 ○ 人と自然が調和し、持続可能な県土利用

22 の3つの項目を基本方針とする。

23 ア 計画的かつ有効な県土利用

24 県土は、現在及び将来における県民のための限られた財産であることから、「計
25 画的かつ有効に県土利用を図ること」を基本とする。

26 また、開発圧力の低下により未利用地が増加していく一方、空間的余裕を生み
27 出す側面もあることから、従来型の土地利用規制だけではなく、土地需要の調整
28 や効率的利用など適正な土地利用への誘導策を講じていく。

29 農地及び森林については、農林業の生産活動の場としての役割とともに、自然
30 空間や環境教育の場としての役割も有している。農地は、食料供給の基盤となる
31 優良農地を確保するため、農業振興地域を定めて計画的な土地利用を図り、集
32 積・集約化による荒廃農地の発生防止及び解消などに努める。森林は山地災害の
33

1 防止や水源の涵養など多様な機能を持続的に発揮するよう整備と保全を進める。
2 本県の地理的優位性などにより当面増加する住宅地の需要に対しては、地域の
3 実情に応じた土地の高度利用や未利用地、空き家、所有者不明土地などの有効利
4 用を促進する。あわせて、郊外部への市街地拡散を抑制し、都市機能や居住を中
5 心部や生活拠点などに集積していく。

6 工業用地などについては、既成の工業用地などの有効利用を図り、新たに工業
7 用地などを確保する必要がある場合は、農地や森林からの土地利用転換は慎重な
8 配慮の下で計画的に実施し、地域に貢献できる産業団地の整備を行う。

9 **イ 安心・安全を実現する県土利用**

10 安心・安全な県土を実現する県土利用の観点からは、全関係者が協働して対処
11 する埼玉版流域治水をはじめ、災害に対する地域特性を踏まえ、「防災・減災」
12 の視点に立った適正な土地利用を進めていく。

13 密集市街地を改善するとともに、災害リスクの高い地域の土地利用を適切に制
14 限し、災害の特性や地域の状況などに即した建築物の用途や構造となるよう配慮
15 する。浸水想定区域や土砂災害警戒区域の公表などを通じて高齢者施設や公共施
16 設はリスクの少ない土地利用への誘導を図る。

17 また、本県は関東の中心に位置し7つの都県と県境を接していることから、大
18 規模地震などの広域災害時には、避難の受け皿や応援・受援の拠点として重要な
19 役割を担っており、緊急輸送道路などの確保が重要となる。

20 さらに、被災後の速やかな復旧・復興を果たすため、県土強靱化の取組を推進
21 する。農地の持つ保水及び遊水機能、森林の持つ水源涵養機能を生かしつつ、都
22 市における雨水貯留機能を高め、河川管理施設などと併せて水系の総合的管理の
23 向上を図り、県土の安全性を高める。

24 また、県民生活の安心・安全を確保する観点から安全保障上重要な施設周辺な
25 どでは、関係法令に基づき国が行う土地利用状況の把握などに協力していく。

26 **ウ 人と自然が調和し、持続可能な県土利用**

27 人と自然が調和する県土利用の観点からは、土地の利用や管理を通じて生活環
28 境と自然環境が調和する関係をつくり出すとともに広域的な生態系ネットワー
29 クを形成し、豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ計画的な土地利用を進めていく。

30 本県は、首都圏にあって重要な都市機能を担う一方、秩父や武蔵野の貴重な自
31 然や見沼田圃、三富新田などに代表される豊かな田園風景が残されており、都市
32 的な魅力と、水と緑に恵まれたゆとりある田園の魅力をそれぞれ高めていくこと
33 が重要である。

34 持続可能で住み続けられるまちの実現のためには、市町村や民間企業などと共

1 に、都市機能の集積や居住機能の誘導に向けた効率的なまちづくりなど、コンパ
2 クト・スマート・レジリエントな要素を兼ね備えたまちづくりに取り組むことが
3 重要である。

4 農地は担い手の育成・確保に努めるとともに、農地の集積・集約化や法人化の
5 推進により競争力の強化を図り、保全を図る。森林は県産木材の利用を促進し、
6 施業の集約化などによる林業の経営基盤の強化を図り、整備・保全に努める。

7 自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや生態系を活用し
8 た防災・減災（E c o - D R R）の取組などによって、地域社会の課題の解決を
9 図ることが重要である。

10 また、人口減少下において、人口集積度など地域の実情に応じて管理水準や手
11 法を選択するなど適正な管理を維持するとともに、これを好機と捉え自然環境と
12 の共生を進めることにより、美しい県土を守り次世代に継承していく。

14 5 利用区分別の県土利用の基本方向

15 「県土利用に関する基本方針」に基づき、農地、森林、宅地などの利用区分別の県
16 土利用の基本方向は次のとおりとする。

17 (1) 農地

18 農地については、県民の豊かな食生活を支える食料供給、生活環境上の緑地、生
19 物多様性の保全、保水及び遊水など農林業・農山村の有する多面的機能が十分に発
20 揮されるよう、周辺の土地利用との総合的な調整を図りつつ、その保全を図る。ま
21 た、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を推進する。

22 特に、本県は全国的に見ても野菜などの主要な供給地となっていることから、都
23 市近郊としての条件を生かした多彩な農業を展開し、新鮮な農産物を安定供給でき
24 るよう、計画的な土地利用により優良農地の確保を図る。

25 さらに、農業基盤整備を計画的に実施し、農地の高度利用などを促進するととも
26 に、スマート農業技術の開発・実証・普及や農業経営の法人化の推進、大消費地と
27 近接している利点を生かした販路の拡大により県産農産物の生産性と収益性を高
28 める。

29 また、新規就農者への支援強化や次代を担う就農者の確保・育成を図るとともに、
30 農業参入を希望する企業への支援を実施する。

31 こうした取組などを進めることにより、新たな荒廃農地の発生を抑え、農地の維
32 持を図る。

34 (2) 森林

35 森林については、林産物の供給をはじめ、山地災害防止や土壌保全、水源の涵養、

1 生物多様性保全など多面的機能を有している。奥地森林など林業経営が成り立ち難
2 い人工林については、針広混交林化や広葉樹林化を目指した公的整備を推進し、水
3 源涵養^{かん}などの公益的機能の発揮を図る。

4 特に、高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の生息・生育に重要な地
5 域、優れた自然の風景地などは、維持すべき地域を適切に保全する。

6 一方、自然条件や社会条件のよい森林については、スマート林業や施業の集約化
7 の推進、林道などの整備や高性能林業機械の導入などとともに、安定的な供給体制
8 の整備や公共施設などにおける利用の推進により県産木材の利用の拡大を図り、
9 「伐って、使って、植えて、育てる」森林の循環利用を推進する。

10 また、里山については、その周辺の農地や集落と一体的に形成される良好な生活
11 環境を確保するため、周辺の土地利用に配慮しつつ、自然と文化が共存する貴重な
12 緑地空間である平地林の整備と保全を図る。

13 美しい景観を有し、自然とのふれあいや癒しの場として高い機能を持つ森林につ
14 いては、森林環境教育、県民参加による活動やレクリエーションの場として総合的
15 な利用を図る。



23 水源涵養^{かん}機能を発揮する森林



23 生物多様性が保全されている奥秩父の原生林

24 (3) 原野等

25 原野等については、生態系及び自然景観の観点から保全を基本とし、地域の自然
26 環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

27 (4) 水面・河川・水路

28 水面については、水資源の確保、災害の防止、自然環境の保全などの観点から、
29 極力その保全を図る。また、治水機能を向上させるとともに、安定した水の供給や、
30 親水機能を有するため、環境の保全、地域住民の生活などに配慮しつつ、必要な水
31 面の確保を図る。

32 河川については、河川改修を推進するとともに、都市化に伴う雨水浸透機能や保
33 水及び遊水機能の低下を防止するため、土地利用に応じた雨水流出抑制対策や流出
34 抑制機能の保全を進める。また、浸水地域における安全性を確保するため、河道、
35 36

1 排水機場などの整備に必要な用地の確保を図る。

2 水路については、計画的な補修・更新などを行うことにより、老朽化が進んだ農
3 業水利施設の適切な保全管理を図る。

4 なお、水面・河川・水路については、市町村や民間事業者などと連携した水辺空
5 間の利活用を促進する。また、その整備に当たっては、治水及び利水機能、多様な
6 生物の生息・生育環境に必要な水量や水質の確保を図るとともに、グリーンインフ
7 ラやE c o - D R Rの考え方を踏まえ、自然や親水機能の保全・創出に配慮する。

9 (5) 道路

10 道路については、良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、高速道路、地域高
11 規格道路、インターチェンジにアクセスする道路などの幹線道路から生活道路に至
12 る体系的な道路網を形成する。

13 また、交通の安全性と円滑化を確保するため、通学路の歩道整備、交差点の右折
14 帯整備に必要な用地の確保を図る。

15 あわせて、施設の適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用を図る。
16 整備に当たっては、道路の安全性、快適性などの向上を図り、多重性・代替性を確
17 保することで防災性を高める。さらに、上下水道、ガス、電気などの公共・公益施
18 設の収容、災害防止など、道路の多面的機能を確保するとともに、希少な動植物の
19 保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用するなど環境の保全にも
20 十分配慮する。

21 農道及び林道については、農林業の生産性の向上、農地や森林の適正な維持管理
22 及び農山村の生活環境の改善のため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適
23 切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。また、整備に当たっ
24 ては、自然環境の保全に十分配慮する。

26 (6) 宅地

27 市街地については、持続可能な地域形成に向けて、既成市街地などにおいて都市
28 機能や居住を中心部や生活拠点などに集積を図る。

29 古くから形成された住宅地及び空き地や空き家などの発生が予想される地域に
30 においては、空き地や空き家などの適切な管理や高齢者の生活利便性の確保、防犯・
31 防災対策を講じた良好な居住環境の整備により、未利用地の有効活用を促進する。

32 ア 住宅地

33 住宅地については、豊かな住生活の実現や秩序ある市街地形成の観点から、良
34 好な居住環境の整備を図る。災害リスクの高い地域での整備を適切に制限すると
35 ともに、新たな住宅地は、都市基盤の不十分な地域への拡散を抑制し、適正な規

1 模で市街地に誘導する。市街地周辺の住宅地においては、農業的土地利用や自然
2 環境との調和を図りながら地域コミュニティの維持に努める。

3 なお、住宅地の整備に当たっては、地形や地質、居住形態の疎密の度合いとい
4 った災害に対する地域の自然的・社会的特性を踏まえ、ハード面とソフト面が一
5 体となった総合的な対策を講じる必要がある。

6 また、身近な緑は暮らしにゆとりと安らぎをもたらすため、緑地の保全と創出
7 に努める。特に市街地においては、土地利用の高度化と未利用地の有効利用によ
8 るオープンスペースの確保や道路整備など、安全性の向上とゆとりある居住環境
9 を整備し、既存住宅地の有効活用を図る。

10 **イ 工業用地**

11 工業用地については、産業構造の変化や工場の立地動向などを踏まえ、産業集
12 積を進める上で必要な工業用地を確保する。その際、安全性の確保や周辺環境と
13 の調和、緑地の保全・創出などに十分配慮するとともに未利用地の有効利用を図
14 る。

15 既成の市街地における工場と住宅が混在する地域では、環境改善対策や工場移
16 転による計画的な再配置などを進める。工場跡地については、土壌汚染の調査や
17 対策を講じ、良好な都市環境の整備などに資するよう活用を図る。さらに、工場
18 内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境と
19 なっている場合もあるため、その保全に配慮する。

20 郊外における新たな工業用地の需要については、高速道路のインターチェンジ
21 周辺や主要幹線道路沿線に、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを引き続
22 き積極的に推進する。

23 また、雇用の創出をはじめとする地域に貢献できる産業団地の整備を推進する。

24 **ウ その他の宅地（流通業務用地、商業施設用地など）**

25 その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、中心
26 市街地における保育所や医療施設などの集積、商業の活性化などを進める上で必
27 要な用地としての確保を図る。その際、周辺環境との調和や緑地の保全・創出な
28 どに十分配慮するとともに、リノベーションによる既存施設の活用や空き店舗、
29 空き地などの有効利用を図る。

30 流通業務施設については、産業団地などへの誘導を原則とし、新たな商業施設
31 については、周辺環境や高齢者の生活利便性に配慮して市街地に誘導する。

32 公共施設は、中心市街地への立地促進により災害時の拠点としての機能などを
33 確保する。

1 (7) その他

2 公園緑地、競技場、グラウンドなどは災害時の避難場所になるなど県民生活上
3 の重要な用地であり、周辺の土地利用に配慮して、適切な場所に配置する。

4 市街地の未利用地は、宅地や商業施設として活用し、工場跡地や住宅跡地など
5 の未利用地は、再開発用地、公園緑地、防災や自然再生のためのオープンスペー
6 スなどへの活用として再利用を図る。

7 また、所有者不明土地については、その発生を抑制するとともに、円滑な用地
8 取得や有効利用を促進する。

9 再生可能な荒廃農地については、所有者などによる適切な管理に加え、担い手
10 や新規就農者への利用集積、企業等の参入など、多様な主体の直接的・間接的な
11 参画などにより、農地としての活用を積極的に促進する。ただし、既に森林化し
12 農地としての復元が不可能で農地に該当しないと判断されたものについては、森
13 林としての管理を行う。

第2 県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

1 県土の利用区分ごとの規模の目標

「県土利用に関する基本方針」及び「利用区分別の県土利用の基本方向」に基づく規模の目標は、次のとおりとする。

(1) 目標年次及び基準年次

本計画の目標年次は令和15年とし、基準年次は令和2年とする。

(2) 目標年次における人口及び世帯数

県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と世帯数は、令和15年において、それぞれ約709万人、約322万世帯と予測する。

(3) 県土の利用区分

県土の利用区分は、国土利用計画（全国計画）の区分に即して、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目別区分とする。

(4) 目標面積の定め方

県土の利用区分ごとの規模の目標には、過去から現在までの県土利用の変化の状況及びその推移から目標年次における規模を推計し、定めるものとする。

なお、推計に当たっては、県の将来推計人口などの社会情勢の変化の予測や県の各分野の計画などを勘案した。

(5) 利用区分ごとの規模の目標

県土の利用区分ごとの規模の目標は、表2のとおりである。これらの数値については、今後の経済社会の不確実さなどに鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表2 県土の利用区分ごとの規模の目標

区分	年	令和2年		令和15年	
		面積(km ²)	構成比(%)	面積(km ²)	構成比(%)
農地		741	19.5	702	18.5
森林		1,199	31.6	1,190	31.3
原野等		2	0.1	2	0.1
水面・河川・水路		191	5.0	191	5.0
道路		342	9.0	345	9.1
宅地		790	20.8	809	21.3
	住宅地	541	14.2	551	14.5
	工業用地	47	1.3	50	1.3
	その他の宅地	202	5.3	208	5.5
その他		533	14.0	559	14.7
合計		3,798	100.0	3,798	100.0

2

3

4

基準年次(令和2年)の面積

原野等 2km²
(0.1%)

農地 741km ² (19.5%)	森林 1,199km ² (31.6%)	水面等 191km ² (5.0%)	道路 342km ² (9.0%)	宅地 790km ² (20.8%)	その他 533km ² (14.0%)
-------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------

7

8

政策効果を織り込まない場合(令和15年)の面積

農地 615km ² (16.2%)	森林 1,154km ² (30.4%)	水面等 190km ² (5.0%)	道路 343km ² (9.0%)	宅地 822km ² (21.6%)	その他 672km ² (17.7%)
-------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------

10

11

目標年次(令和15年)の面積

原野等 2km²
(0.1%)

農地 702km ² (18.5%)	森林 1,190km ² (31.3%)	水面等 191km ² (5.0%)	道路 345km ² (9.1%)	宅地 809km ² (21.3%)	その他 559km ² (14.7%)
-------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------

14

15

16

1 **ア 農地**

2 農地は、宅地などへの土地利用転換の需要が低下すると推測され、農地の減少
3 率は鈍化すると見込まれる。そこで、都市的土地利用との調整を図りつつ、荒廃
4 農地解消の取組及び発生抑制などを図り、令和 15 年の目標を 702 km²とする。

5 **イ 森林**

6 森林は、宅地や道路などの都市的土地利用への転換が小規模になることが推測
7 され、森林の減少傾向は鈍化すると見込まれる。さらに、平地林をはじめとする
8 森林の保全への取組を図り、令和 15 年の目標を 1,190 km²とする。

9 特に利用期を迎えた人工林について「伐って、使って、植えて、育てる」こと
10 により、県産木材の利用拡大を通じた森林資源の循環利用を進める。

11 **ウ 原野等**

12 原野等は、開発により大きく減少する見込みがないこと及び原野を構成する草
13 地などは生態系保全の上でも重要で一定の保全を図る必要があることから、令和
14 15 年の目標は令和 2 年と同程度の 2 km²とする。

15 **エ 水面・河川・水路**

16 水面面積はダムなどの水資源開発施設の整備計画がないことから横ばい、河川
17 面積は河川整備計画に基づく改修整備により増加、水路面積は農地の減少に伴い
18 減少傾向と見込まれる。

19 このため、令和 15 年の水面・河川・水路面積の目標は、令和 2 年と同程度の
20 191 km²とする。

21 **オ 道路**

22 道路は、幹線道路から生活道路に至る体系的な道路網の整備を計画的に進めて
23 いくことを踏まえ、令和 15 年の目標を 345 km²とする。

24 **カ 宅地**

25 宅地の面積は、住宅地、工業用地及びその他の宅地を合計し、令和 15 年の目
26 標を 809 km²とする。

27 また、県内への企業誘致を進めるため、高速道路のインターチェンジ周辺や主
28 要幹線道路沿線での計画的な産業基盤づくりを積極的に推進し、業務用地の確保
29 を図る。

30 **(ア) 住宅地**

31 住宅地は、人口が令和 2 年以降に減少へ転じ、世帯数は当面増加傾向が継続
32 するが令和 12 年以降に減少に転じる見込みであり、令和 15 年の目標を 551 km²

1 とする。

2 **(イ) 工業用地**

3 工業用地は、県南部を中心に減少傾向である。しかし、立地の優位性が高い
4 と考えられる圏央道及びこれに接続する高速道路のインターチェンジ周辺や
5 主要幹線道路沿線などへの産業誘致の成果を見込み、令和 15 年の目標を 50 km²
6 とする。

7 **(ウ) その他の宅地（流通業務用地、商業施設用地など）**

8 その他の宅地は、圏央道など道路交通網の充実に伴う流通業務施設や事務所
9 などの立地により増加が見込まれる。そこで、令和 15 年の目標を 208 km²とす
10 る。

11 **キ その他**

12 その他は、アからカまでに掲げたもの以外の土地であり、その主なものは、鉄
13 道、公園、野球場、上下水道、ごみ処理場、墓地、基地、遊園地、未利用地など
14 である。その他の令和 15 年の目標は、他の利用区分の動向を踏まえて、559 km²と
15 する。

2 地域別の概要

(1) 地域区分の考え方

本県では、都心からの距離ごとに土地利用に関する課題に異なる傾向が見られる。このため、地域の区分は、都心からの距離を基本とし、更に自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、県南ゾーン、圏央道ゾーン、県北ゾーンの3ゾーンとする。それぞれのゾーンの範囲は、表3のとおりである。

表3 本計画におけるゾーン区分

地域区分	市町村名
県南ゾーン	さいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、吉川市、ふじみ野市、三芳町、松伏町（16市2町）
圏央道ゾーン	川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、宮代町、杉戸町（20市12町1村）
県北ゾーン	熊谷市、秩父市、本庄市、深谷市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町（4市8町）

本計画におけるゾーン区分図



1 (2) 目標年次における地域別の人口

2 令和 15 年における地域別の人口は、県南ゾーンでは約 405 万人、圏央道ゾーン
3 では約 251 万人、県北ゾーンでは約 53 万人と予測する。

4 また、令和 15 年における地域別の世帯数は、県南ゾーンでは約 184 万世帯、圏
5 央道ゾーンでは約 114 万世帯、県北ゾーンでは約 24 万世帯と予測する。

6 (3) 地域別の土地利用の基本方向

7 地域別の土地利用に当たっては、「県土利用に関する基本方針」を踏まえ、地域
8 の特性に応じた持続可能な地域形成を実現する土地利用を図る。その際、市町村間
9 や地域間の交流・連携を促進することにより活力ある土地利用を行う。

11 ア 県南ゾーン

12 県南ゾーンは、東京の影響を受けやすく、早くから都市化が進行した地域であ
13 る一方で、貴重な緑地空間である農地が多く残っている。

14 人口密度が高いことを踏まえた大規模な地震などに対する防災機能を向上さ
15 せるとともに、防災上課題のある住宅密集地は、道路整備や公園緑地などのオー
16 プンスペースの確保を進めるなど、改善を図る。

17 安心・安全で快適な住環境の向上を図るとともに、都市としての生活利便性を
18 維持するため、都市機能や居住を中心部や生活拠点などに集積していく。

19 また、都市近郊の立地条件を生かした収益性の高い農業の推進により、農地の
20 有効活用を図るとともに、農業体験や都市住民との交流の取組などにより、見沼
21 田圃や三富新田などの優れた歴史的景観の保全を図る。都市及びその周辺では、
22 身近な緑である平地林の保全を図る。

23 新たな工業用地などの需要に対しては、高速道路のインターチェンジ周辺や主
24 要幹線道路沿線の地域に誘導し、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとと
25 もに、乱開発の抑止に努める。

26 イ 圏央道ゾーン

27 圏央道ゾーンは、武蔵野の平地林などの緑豊かな自然環境に恵まれており、都
28 市と田園が共存しており、圏央道の整備により一層の発展が期待される地域とな
29 っている。

30 市街地周辺の宅地と農地が混在する地域においては、地域の実情に応じて、都
31 市機能や居住を中心部や生活拠点に集積し、水害などに対する防災機能の向上を
32 図るなど、計画的かつ適切な土地利用を図る。

33 農業的利用が主な地域は、農地の担い手への面的なまとまりのある形での利用
34 集積を進めるとともに、農業基盤整備を計画的に実施することにより生産性を高
35 め、農地の有効活用を図る。

1 農業体験や都市住民との交流の取組などにより、三富新田などの優れた歴史的
2 景観の保全を図る。

3 高速道路や主要幹線道路の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産
4 業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活力を高める。

5 工業用地などの開発需要については、高速道路のインターチェンジ周辺や主要
6 幹線道路沿線の地域に誘導する。工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地
7 利用や自然環境との調和を図るとともに、県及び関係市町村が連携して沿線地域
8 の乱開発による環境悪化の抑止に努める。

9 ウ 県北ゾーン

10 県北ゾーンは、潤いのある自然環境や歴史・伝統などの特徴的な地域資源が多
11 く残されている地域である。

12 農業的利用が主な地域は、農地の担い手への面的なまとまりのある形での利用
13 集積を進めるとともに、農業基盤整備を計画的に実施することなどにより生産性
14 及び収益性を高めて担い手を確保し、農地を保全する。

15 秩父周辺は、緑豊かで雄大な自然環境をはじめ多くの観光資源に恵まれており、
16 県内有数の観光地であるが、その地域特性から大雪や土砂災害などに対する防災
17 機能の向上を図る必要がある。林業の生産性向上と県産木材の利用拡大などによ
18 り林業の振興を図るとともに、間伐の実施、都市住民などと連携した県民参加の
19 森づくりを進め、水源涵養など多様な森林の機能の維持・向上を図る。

20 中心市街地の活性化を図るとともに、地域の実情に応じて、都市機能や居住を
21 中心部や生活拠点に集積し、計画的かつ適切な土地利用を図る。

22 農産物加工体験や観光農園など、多彩なツーリズムの推進や地元農産物を活用
23 した農産加工品の開発など、地元市町、商工団体及びNPOなどの取組と連携・
24 協働して活性化を図る。また、生活を支える路線バスの維持・確保や施設・機能
25 の集約などにより市街地周辺の既存集落や農山村部の地域コミュニティを維持
26 する。

27 新たな工業用地などの開発需要に対しては、高速道路のインターチェンジ周辺
28 や主要幹線道路沿線の地域に誘導する。工業用地などの誘導に当たっては、農業
29 的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努め
30 る。

第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然や社会、経済文化的諸条件を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。「第2 県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要」を実現するため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県などは、各種の規制措置、誘導措置を通じた総合的な対策の実施を図る。

また、土地利用に係る様々な計画を策定する市町村と連携・協働し、適切な役割分担の下、本計画との連動を図る。

なお、本計画は、国、県、市町村などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学識経験者などの多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき、実施されるものである。

1 措置の概要

(1) 計画的かつ有効な県土利用の促進

ア 利用区分別の有効利用の促進

県土は限られた資源であることを踏まえ、有効利用に努めるとともに、新たな土地利用に当たっては、適正な規模と場所に誘導する必要がある。

(ア) 農地

農地については、農地中間管理機構などを活用して、面的なまとまりのある形での利用集積・集約化を進めるほか、ほ場、かんがい施設や農道などの農業基盤整備を計画的に実施することにより生産性を高め、農地として継続できるよう支援する。また、水路などの管理を地域コミュニティで支える取組を推進する。

農業の競争力を強化するため、地産地消の取組や6次産業化及びブランド化を支援するとともに、販路拡大を推進し、輸出を促進する。

農業の担い手を確保するため、農業大学校などによる次代を担う新規就農者の確保・育成を図るとともに、新規就農者への支援を強化する。

さらに、スマート農業技術の普及、優良種子の生産体制の確立など産地を支える戦略的研究を実施する。また、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が発生した場合に、埋却地として適切かつ円滑に利用できるよう配慮する。

利用度の低い農地については、法人などによる農業への新規参入の促進や、不作付地の解消、裏作作付の拡大などにより、有効利用を推進する。

市街化区域内農地については、農産物の供給のほか、緑地や防災空間などの

1 多様な役割を発揮する貴重な空間であることから、営農が継続されるように生
2 産緑地の保全に取り組み、良好な都市生活環境に資する空間として有効利用を
3 図る。

4 (イ) 森林

5 森林については、手入れの遅れた奥地人工林の針広混交林化や、伐期を迎え
6 た人工林の「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を進め、
7 森の若返りを図ることで、持続可能な森林管理を推進する。さらに、公共施設
8 や民間住宅への県産木材の利用拡大に努め、森林の循環利用を推進する。

9 林業振興のため、スマート林業技術の導入・普及や森林の団地化・施業の集
10 約化を推進するとともに、林道などの整備や高性能林業機械の導入を進める。

11 また、担い手を確保・育成するため、経営改善に取り組む林業事業者への支
12 援や人材育成などを通じた技術力の向上を図る。

13 さらに、森林環境譲与税を活用した都市と山村の連携による森林の整備と保
14 全を進め、森林整備や木材利用を促進する。

15 美しい景観や自然とのふれあいの場として身近な緑の保全・創出を図るため、
16 ふるさとの緑の景観地などの地域制緑地の指定、緑のトラスト運動などを進め、
17 都市と山村の連携や県民参加による森づくりを推進していく。

18 (ウ) 原野等

19 本県における原野等は主に採草放牧地から構成されており、地域の自然環境
20 を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を進める。貴重な自然環境を形
21 成しているものは保全していく。

22 (エ) 水面・河川・水路

23 水面・河川・水路については、水資源施設の適切な管理運営、生活排水処理
24 施設の整備などにより水質の浄化を進め、生態系の維持などに必要な水量を確
25 保するとともに、水質を監視する。

26 特に、河川については、河川改修や調節池、下水道雨水幹線、都市下水路な
27 どにより浸水被害の軽減を図るとともに、雨水の河川への流出抑制対策として、
28 雨水貯留浸透施設などの整備を進め、浸透機能や保水機能を確保していく。施
29 設の整備に当たっては、地域の景観や生態系の維持に配慮する。

30 また、民間事業者などのアイデアやノウハウを基に、河川や調節池において
31 水辺空間を利用したカフェやイベントスペースなどを創出する。

32 (オ) 道路

33 道路については、幹線道路の未整備区間（ミッシングリンク）を解消して道
34 路網の多重化を図るとともに、電線類の地中化や屋外広告物の適正化などによ

1 る震災時における避難路、緊急輸送道路の確保や歩道におけるバリアフリー化
2 を図る。

3 また、街路樹などの適正な維持管理による良好な景観の形成を図る。

4 さらに、鉄道との立体交差化や鉄道高架事業の実施、交差点改良、歩道及び
5 自転車レーンの設置やまちづくりとの連携により快適かつ安心・安全な道路空
6 間の整備を図る。

7 (カ) 宅地

8 a 住宅地

9 住宅地については、総合的な災害対策を推進するとともに、テレワークなど
10 新たな働き方やライフスタイルの多様化に対応した居住空間の整備を推進す
11 る。

12 市街地においては、省エネルギー住宅、長寿命化住宅、高齢者向け住宅など
13 の普及や既存住宅の耐震化を行うとともに、教育文化施設、医療施設、福祉施
14 設など利便性の高い施設を整備し、居住を誘導する。

15 特に、中心市街地では、市街地再開発事業などを促進して高度かつ複合的な
16 土地利用を図り、高齢者や障害者にも配慮したやさしいまちづくりを推進する。

17 さらに、既存住宅の流通市場を活性化させるため、空き家などを含む既存住
18 宅の有効利用を図る。特に、空き家は、空き家バンクの運営や倒壊の危険があ
19 る空き家の除却などを進める市町村の取組を支援する。

20 新たな住宅地については、住宅需要の実態を踏まえ、市街地に誘導すること
21 で、都市基盤の不十分な地域への拡散を抑え、農地・森林などからの転用を抑
22 制する。また、公共施設などの立地により住宅などを災害リスクの低い地域へ
23 誘導し、安心・安全な住環境の形成を図る。

24 b 工業用地

25 工業用地については、本県の立地優位性や工場の立地動向などを踏まえ、戦
26 略的かつ総合的な産業基盤整備を促進する。県内への企業立地ニーズに対応し、
27 地域振興や新たな雇用の創出につながる質の高いかつ低コストの産業団地整
28 備を計画的に進める。

29 なお、圏央道ゾーン及び県北ゾーンなどで、今後、開発の進展が見込まれる
30 地域は、関係市町村との連携により乱開発抑止対策を講じることで、豊かな自
31 然や景観、農地や森林との調和を図りながら産業基盤の整備を進める。

32 c その他の宅地（流通業務用地、商業施設用地など）

33 市街地の再開発などによる土地利用の高度化、災害リスクの高い地域への立
34 地抑制及び諸施設の中心部への集積化など、人々の暮らしを支える場としての

1 都市機能を充実させるための土地利用を推進する。

2 特に中心市街地では、保育所、図書館、店舗などの生活に密着した施設整備
3 を中核とする市街地再開発事業などを促進して、高齢者や障害者にも配慮しつ
4 つ高度かつ複合的な土地利用を図り、やさしいまちづくりを目指す。

5 流通業務施設については、産業団地などへの誘導を原則とし、大規模商業施
6 設などの立地については、中心市街地の空き店舗や高齢者の増加、さらには周
7 辺環境への配慮から商業地域などへの立地を誘導し、市街化調整区域などへの
8 立地は抑制する。

9 公共施設や公園緑地を適切に配置し、災害時の避難場所や地域のコミュニテ
10 ィの交流の場を創出し、周辺の景観や環境の向上を図る。

11 (キ) その他

12 公園などの公共用地については、既存施設の利用状況、人口や経済動向など
13 社会的条件等を考慮して、有効かつ高度な利用が図られるよう適正な整備に努
14 める。

15 再生可能な荒廃農地については、所有者などによる適切な管理に加え、担い
16 手や新規就農者への利用集積、企業等の参入など、多様な主体の直接的・間接
17 的な参加の促進などにより、農地としての活用を積極的に促進する。また、地
18 域の実情に応じ、市民農園、学校ファーム、菜の花やコスモスなどの景観形成
19 作物の植栽といった活用を促進する。

20 市街化区域内の未利用地については、立地適正化計画による既成市街地への
21 居住・施設誘導や地区計画などの都市計画制度の活用により、空き地の宅地化
22 や高度化への誘導を図るなど、合理的かつ計画的な利用に努める。また、地域
23 団体やNPOなどが主体的に取り組む空き地や空き家の利用を支援し、地域の
24 良好な環境を維持・向上させる。

25 所有者不明土地については、相続登記の義務化などにより発生を抑制すると
26 ともに、土地収用手続の特例による円滑な用地取得及び公園や防災倉庫など
27 としての有効利用を市町村などと連携しながら促進する。

28 イ 産業集積に必要な基盤づくり

29 自然、歴史、文化、産業など様々な地域資源を生かして、活力ある地域づくり
30 を支援するため、地域の特性に応じた産業基盤整備を推進する。

31 新たな企業立地が見込まれる地域においては、地域特性を生かした産業集積を
32 支援する。

33 今後、産業集積が予測される地域であって、特に優良農地や優れた田園景観が
34 残る地域では、計画開発を基本に、秩序ある産業基盤づくりを推進する。あわせ
35 て、周辺の豊かな田園環境と調和した緑地の創出を図る。

ウ 土地利用転換を行う上での適正な調整

土地利用の転換を図る場合には、不可逆性と影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直しなどの適切な措置を講ずる。

特に、都市計画法第34条第11号及び第12号による区域指定制度については、良好で計画的なまちづくりという視点などを踏まえ、災害リスクを考慮して慎重に運用するものとする。

さらに、大規模太陽光発電施設など再生可能エネルギー施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災などに配慮し、適切な管理に努める。土地利用規制の観点から見て無秩序な施設立地などの課題が生じている地域においては、制度の的確な運用を通じ、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

また、低未利用地の有効利用を最優先とすることによって、グリーンインフラやEco-DRRとしての農地や森林等からの転換を抑制することを基本とし、次の点に留意するものとする。

(ア) 農地の土地利用転換

農地の土地利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び自然環境などへの影響に配慮し、周辺の土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農地及び良好な営農環境が確保されるように努める。

(イ) 森林の土地利用転換

森林の土地利用転換を行う場合には、森林資源の計画的な利用と林業経営の安定に留意しつつ、山地災害の防止、水の確保、環境保全などに十分配慮して周辺の土地利用との調整を図る。

(ウ) 大規模な土地利用転換

農地や森林からの大規模な土地利用転換については、その影響が広範囲であるため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全と景観との調和などに配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、住民の意向など地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画などとの整合を図る。

1 なお、ゴルフ場については、自然環境の保全及び災害防止を図るため、平成
2 5年4月1日から新規のゴルフ場造成は行われていない。

4 (2) 安心・安全を実現する県土利用の推進

5 ア 埼玉版流域治水の推進

6 県土の安全確保と保全のため、河川改修や調節池、治山施設及び砂防施設など
7 の整備の推進並びに排水機場などの適切な維持管理・更新による機能の保全を図
8 る。特に治水対策は、河道や砂防関連施設の整備などを集中的に行う「防災力」
9 とともに水害リスク情報の充実などの「減災力」も高める施策を、集水域から氾
10 濫域にわたるあらゆる関係者が協働する「埼玉版流域治水」として推進する。

11 また、避難に役立つ情報の配信や、水災害リスクに備えたまちづくりのための
12 水害リスク情報を充実させるとともに、小規模開発や既存住宅でも設置可能な雨
13 水浸透ますなどの流域貯留浸透施設の整備や既存の土地が持つ保水力、農地が有
14 する遊水機能を保全する土地利用を図る。施設の整備に当たっては、流域内の土
15 地利用との調和や生態系の有する多様な機能の活用などにも配慮する。

16 さらに、湛水想定区域内での行為制限など適正な土地利用への誘導や地下空間
17 への浸水対策など水災害リスクに備えたまちづくりを推進する。



一般県道岩殿観音南戸守線（早俣橋）から撮影

令和元年東日本台風 東松山市高坂付近
(国土地理院の空中写真を加工して作成)

26 イ 防災機能の向上

27 危機や災害ごとのタイムラインを作成し、訓練を繰り返すことで関係機関の強
28 固な連携を築くとともに、防災行政無線の機能強化など発災初期の情報収集能力
29 の強化により、あらゆる危機に備える。特に、高齢者や障害者など要配慮者への
30 支援体制の強化など住民の円滑な避難のための体制の充実を図る。

31 土地利用面では災害リスク情報を周知するとともに、防災拠点となる公共施設
32 を先導的に立地することで、より安全な地域への居住などの誘導を図る。さらに、
33 関係法令に基づいた土地利用規制区域の指定を推進するとともに、不適正な盛土
34 などの防止対策を実施する。

35 また、県土の安全性を高めるため、密集市街地の改善を推進するとともに、地

1 域の防災拠点となる公園や街路などを活用した避難地・避難路の整備や緊急輸送
2 道路などにおける無電柱化、既存建築物の耐震化、ライフラインの多重化・多元
3 化を推進して、防災機能の向上を図る。

4 **ウ 安定的な水資源の確保などによる総合的な水利用対策**

5 水は県土を構成する大きな要素であり、全ての県民に安全な水を供給するため、
6 水資源を安定的に確保することは重要である。このため、ダムや堰などの水資源
7 開発施設の整備により水源を確保するとともに、河川や地下水などの水質の保全
8 と監視などにより、水道水の安全性を維持する。

9 また、将来にわたり安心・安全な水を安定供給するため、水道施設の計画的な
10 更新・維持管理を図る。

11 さらに、水の効率的かつ有効的な利用を図るため、地下水の適正利用、雨水や
12 再生水の利用、節水意識の普及啓発などと一体となった総合的な対策を推進し、
13 健全な水循環を維持・回復する。

14 **エ 農地・森林の有する多面的機能の向上**

15 農地は、保水や遊水機能など農林業・農山村の有する多面的機能が十分に発揮
16 されるよう、周辺の土地利用との総合的な調整を図りながら保全を図る。都市近
17 郊としての条件を生かした多彩な農業を展開し、計画的な土地利用により優良農
18 地の確保を図るとともに、農業基盤整備を計画的に実施し、農地の高度利用など
19 を促進する。

20 さらに、新規就農者への支援強化や次代を担う就農者の確保・育成を図るとと
21 もに、農業参入を希望する企業への支援を実施する。

22 森林の山地災害防止や土壌保全、水源涵養、生物多様性の保全など多面的機能
23 を発揮させるため、間伐などの森林の整備、伐採後の再造林を進め、森林の適切
24 な維持管理を図る。また、山地に起因する土砂災害などから生命や財産を保全し、
25 安心・安全な生活環境を確保するため、治山施設の整備や保安林の適切な管理や
26 整備を行う。

27 さらに、健全な森林を次世代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る機運を醸
28 成し、県民参加による森づくりを推進する。

29 また、山地災害発生の可能性が高い地区の把握に努め、流域の関係機関との連
30 携や地域における避難体制を整備する。

31 なお、岩石などの採取に当たっては、安全、環境、景観及び経済社会活動など
32 に配慮しつつ適切な管理を図る。

1 (3) 人と自然が調和し、持続可能な県土利用の促進

2 ア 持続可能なまちづくりの推進

3 超少子高齢社会の到来を見据え、市町村や民間企業などと連携し、コンパクト
4 (必要な機能が集積し、ゆとりある魅力的な拠点を構築)、スマート (新たな技術
5 の活用などによる先進的な共助の実現)、レジリエント (誰もが暮らし続けら
6 れる持続可能な地域を形成) の要素を兼ね備えたまちづくりを推進する。

7 また、地域の暮らしや社会、教育や研究開発、産業や経済をデジタル技術の活
8 用により変革し、都市の利便性と地方の魅力や豊かさを融合したデジタル田園都
9 市の考えを取り入れたまちづくりを促進する。



21 イ みどりの保全・創出と川の共生

22 (ア) みどりの保全・創出

23 「彩の国みどりの基金」や「さいたま緑のトラスト基金」を活用した森林の
24 再生や身近な緑の保全創出を図る。

25 また、うるおいと安らぎのある空間や良好な景観の形成のため、市町村や事
26 業者が実施する地域在来の植物を用いた建物の緑化及び園庭などでのビオト
27 ープづくりに対する助成などにより、都市における身近な緑を創出するととも
28 に、県民の環境意識の醸成を図る。環境教育・啓発を通じて子供たちのみどり
29 を守る意識を育み、みどりの保全や管理を行う企業・団体を支援する。

30 (イ) 川との共生

31 グリーンインフラ及びその活用・展開の場でもある豊かで清らかな川を本県
32 の大切な財産として未来に残すため、川との共生に取り組む。川の国広援団を
33 始め、県民・団体・企業の連携のもとで持続して活動が行われるように県が支
34 援する「SAITAMAリバーサポーターズ」の取組を推進し、地域による持

1 続的かつ自立的な改善行動や維持管理活動につなげる。

2 また、民間事業者などのアイデアやノウハウを基に、河川や調節池において
3 水辺空間を利用したカフェやイベントスペースなどを創出する。

4 **ウ 人と自然が調和する持続可能な県土利用**

5 **(7) 多様な自然環境の保全**

6 高い価値を有する原生的な自然や希少な野生生物が生息・生育する区域など
7 については、自然公園や自然環境保全地域の適正管理などにより保全を図る。

8 また、里山は、適切な農林業活動や民間などによる保全活動の促進、必要な
9 施設の整備などを通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した
10 地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。

11 いずれの地域においても、生物多様性を確保する観点から、森林、農地、都
12 市内緑地、水辺、河川などをつなぐ生態系ネットワークの形成を推進するとと
13 もに、国、市町村などの様々な計画を段階的・有機的に連携させる。

14 また、生態系の変化を的確に把握するためのモニタリングや、県民の生命や
15 生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調
16 査・研究を推進する。野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵などの整備
17 や鳥獣の保護・管理を行う人材育成、野生鳥獣を誘引しない環境づくりなど
18 を行う。

19 さらに、自然の特性に応じた自然とのふれあいの場の確保とエコツーリズム
20 を推進する。

21 **(イ) 生活環境の保全**

22 県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、騒音、悪臭など
23 に対して引き続き周辺対策を進める。また、用途の混在による生活環境の悪化を
24 防止するため、住居系、商業系、工業系などの用途区分に応じた適正な土地利
25 用への誘導を進める。

26 **(ウ) 水質・土壌環境対策**

27 良好な水質や土壌環境を確保するため、水環境への負荷を低減し、健全な水
28 循環系を構築する。

29 このため、農地や森林の適切な維持管理、既存住宅への雨水貯留浸透施設の
30 整備など雨水の地下浸透、河川や湖沼の水辺保全による自然浄化能力の維持及
31 び回復、土壌汚染の防止による地下水及び地下水脈の保全などを促進する。

32 公共用水域の水質については、下水道、農業集落排水などの生活排水処理施
33 設の整備や合併処理浄化槽への転換、生物の生息・生育に配慮した護岸整備や
34 河川の適正な流量の確保により、一層の改善を図る。

また、土壌汚染の適切な調査や対策を推進し、被害の防止に努める。

(イ) 循環型社会の形成

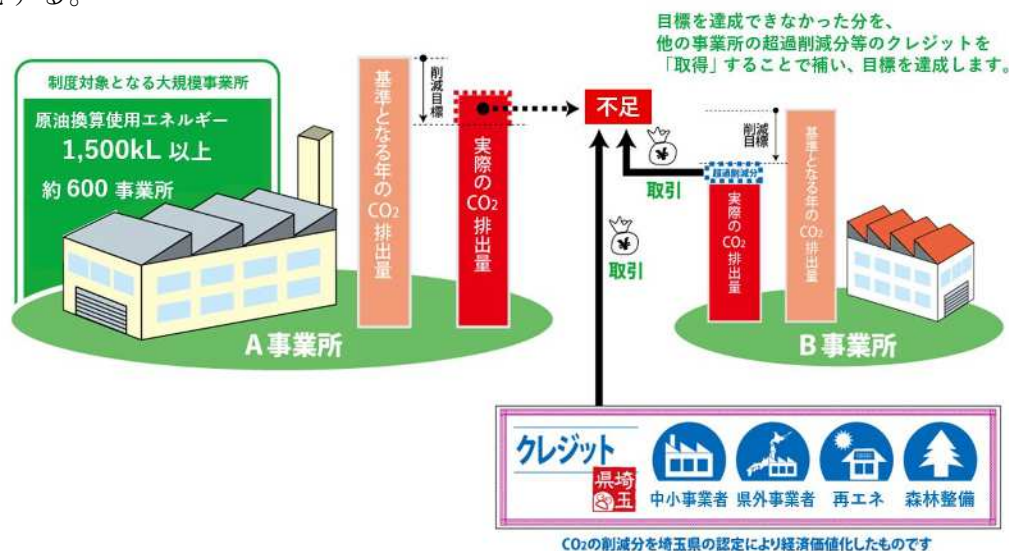
循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を一層促進し、持続可能な資源利用を推進する。また、不法投棄の未然防止、早期発見、早期対応を徹底する。

(オ) カーボンニュートラルの実現

地球温暖化対策を加速し、カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大に努めるとともに、これら施設について、適正かつ適切に設置・管理を実施していく。

家庭部門では、環境負荷の低減に資する長期優良住宅や省エネ住宅などの普及、太陽光発電設備や蓄電池、家庭用燃料電池など再エネ・省エネ設備の導入を促進する。

産業・業務部門では、事業所ごとに二酸化炭素削減目標を設定し達成を求める目標設定型排出量取引制度を推進する。さらに、建築物環境配慮制度の運用などにより建築物の温室効果ガス排出を抑制し、太陽光・バイオマスなど再生可能エネルギー設備やコージェネレーションシステムの導入を促進する。県有施設においては、省エネルギー化など温室効果ガス排出削減対策を率先的に実施する。



運輸部門では、公共交通機関の整備や円滑な交通体系の構築などによる低炭素型物流体系の形成、EV・PHVなど電動車の普及を促進する。

都市部においては、緑を適切に保全・整備するとともに、緑地や水面などの効率的な配置によるヒートアイランド対策に取り組むほか、農山村・里山ではバイオマスを積極的に利活用し、環境負荷の少ない土地利用を図る。森林においては、森林整備などの二酸化炭素吸収活動によるカーボンクレジットの創出

1 つなげることで、更なる森林整備を促進する。

2 (カ) 環境影響評価等の推進

3 良好な環境を確保するため、環境に影響を及ぼすおそれのある開発について
4 は環境影響評価制度の適切な運用を図る。

5 また、事業特性を踏まえつつ公共事業などの位置や規模などの検討段階にお
6 いて環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地
7 利用の適正化を図る。

8 (キ) 人口減少下における県土管理

9 人口減少下では、県全域の土地について同一の管理水準を維持していくこと
10 は困難であり、特に中山間地域では優先的に維持したい土地を明確化し、管理
11 方法の転換や管理の縮小などを検討・計画して、地域の実情に応じた維持管理
12 を行う。

13 2 計画の効果的な推進と進行管理

14 (1) 国、市町村との連携・協働

15 適切な県土利用を進め、本計画の実効性を高めるため、土地利用の影響の広域性
16 を踏まえ、国や市町村など、関係機関相互の連携を図り、土地利用調整を行う。

17 また、市町村計画の策定を支援するとともに、県土を対象とした個別規制法に基
18 づく各種県計画、市町村構想など、土地利用に関する計画に本計画の趣旨を反映さ
19 せる。

20 さらに、本計画の推進に当たり、法律や国の制度改正が必要不可欠な場合には、
21 国に対して提案又は要望などを行っていく。

22 (2) 県土に関する調査の推進及び成果の普及

23 客観的なデータなどのファクト（事実）の積み重ねにより県土の状況を総合的に
24 把握・分析するため、国土調査や地価調査などの基礎的な調査を推進し、その総合
25 的な活用を図る。

26 また、土地利用の動向や本計画の進捗などについて、地理システム（GIS）な
27 どデジタル技術の活用を進め、県民に分かりやすく情報を提供する。

28 (3) 計画の総合的な点検

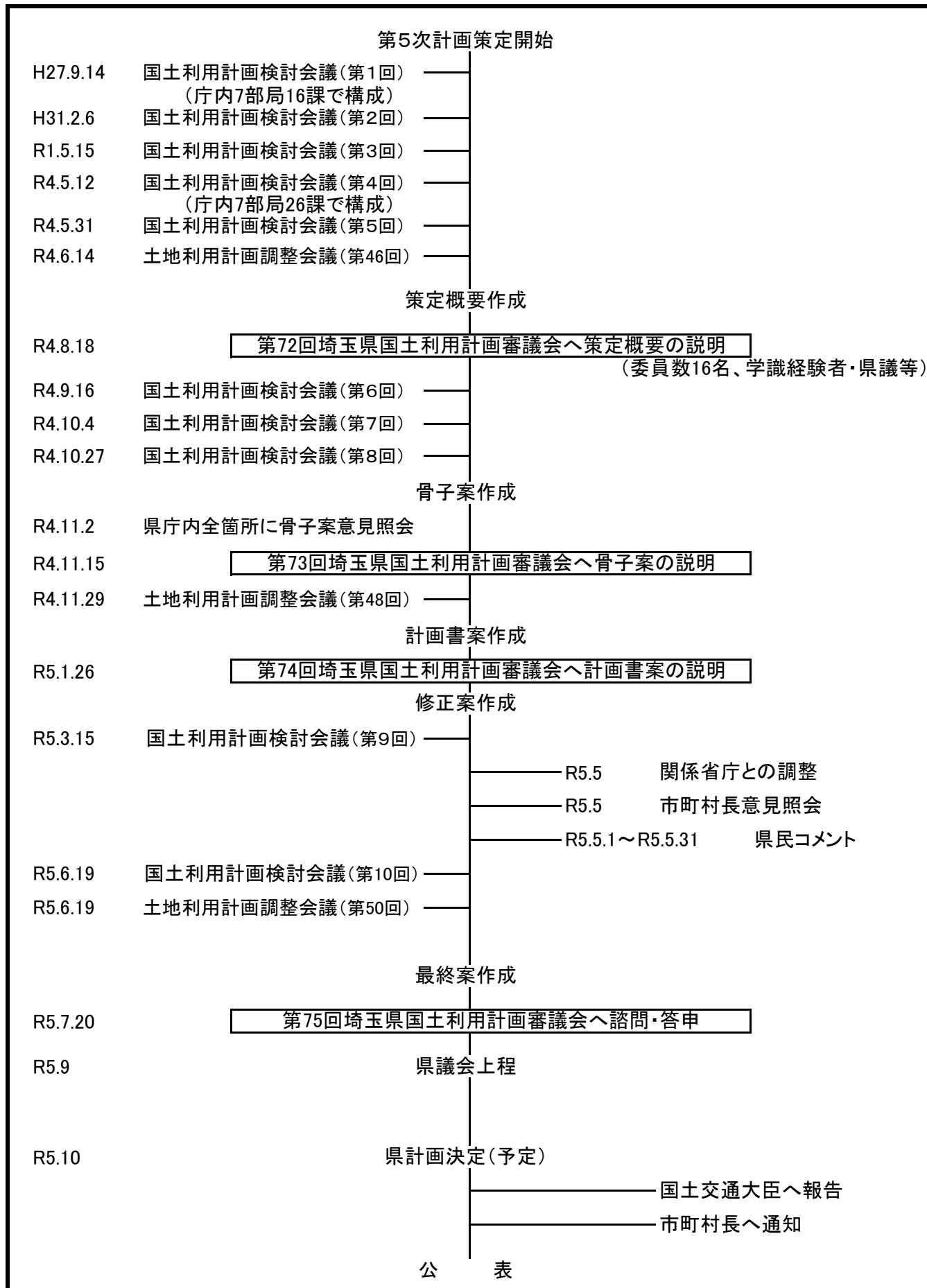
29 「日本一暮らしやすい埼玉」を実現するため、各種施策の進捗状況や上記調査結
30 果などを踏まえ本計画の検証を行う。なお、検証に当たっては、各種指標などを活
31 用し、埼玉県国土利用計画審議会で総合的な点検及び評価を行い、施策への反映を
32 進めていく。

關係資料集

関係資料集目次

1	第5次埼玉県国土利用計画策定スケジュール	34
2	埼玉県の人口推移及び将来推計	35
3	地域別人口の推移と将来推計	36
4	地域別世帯数の推移と将来推計	37
5	国土の利用区分の定義及び把握方法	38
6	利用区分ごとの面積の推移と目標	43
	(1) 農地面積の推移と目標	43
	(2) 森林面積の推移と目標	43
	(3) 水面・河川・水路面積の推移と目標	44
	(4) 道路面積の推移と目標	44
	(5) 宅地面積の推移と目標	45
	(6) その他面積の推移と目標	45
7	埼玉県国土利用計画審議会規則	46
8	埼玉県国土利用計画審議会委員名簿	48
9	国土利用計画法〔抄〕	49
10	用語の解説	53

1 第5次埼玉県国土利用計画策定スケジュール



2 埼玉県人口推移及び将来推計

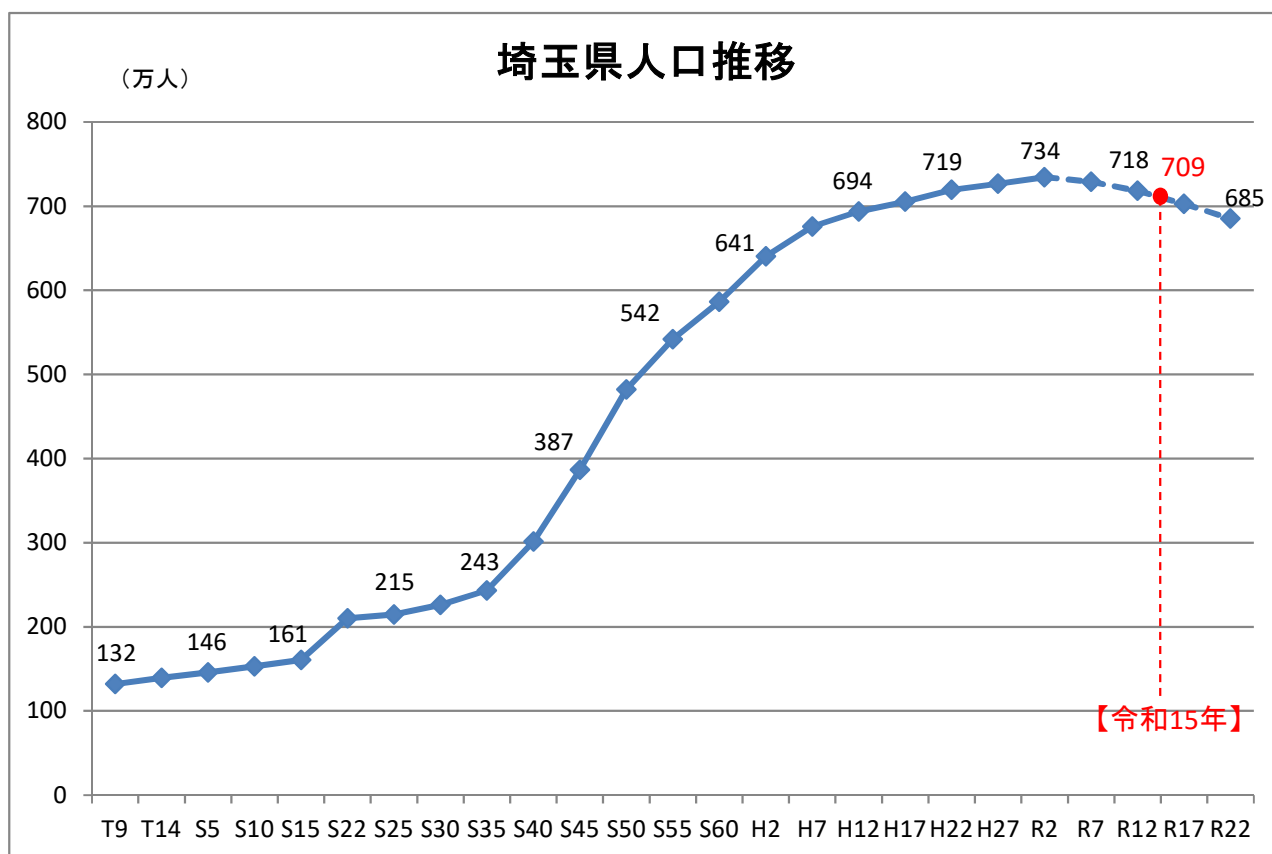
(単位:万人)

年	県人口	備考
大正 9年	132	
14年	139	
昭和 5年	146	
10年	153	
15年	161	
22年	210	臨時国勢調査
25年	215	
30年	226	
35年	243	
40年	301	
45年	387	
50年	482	

年	県人口	備考
昭和55年	542	
60年	586	
平成 2年	641	
7年	676	
12年	694	
17年	705	
22年	719	
27年	727	
令和 2年	734	
7年	729	(推計値)
12年	718	(推計値)
17年	703	(推計値)
22年	685	(推計値)

※ 令和2年までは国勢調査による実績値である。

令和7年以降は埼玉県の推計値(埼玉県5か年計画)である。

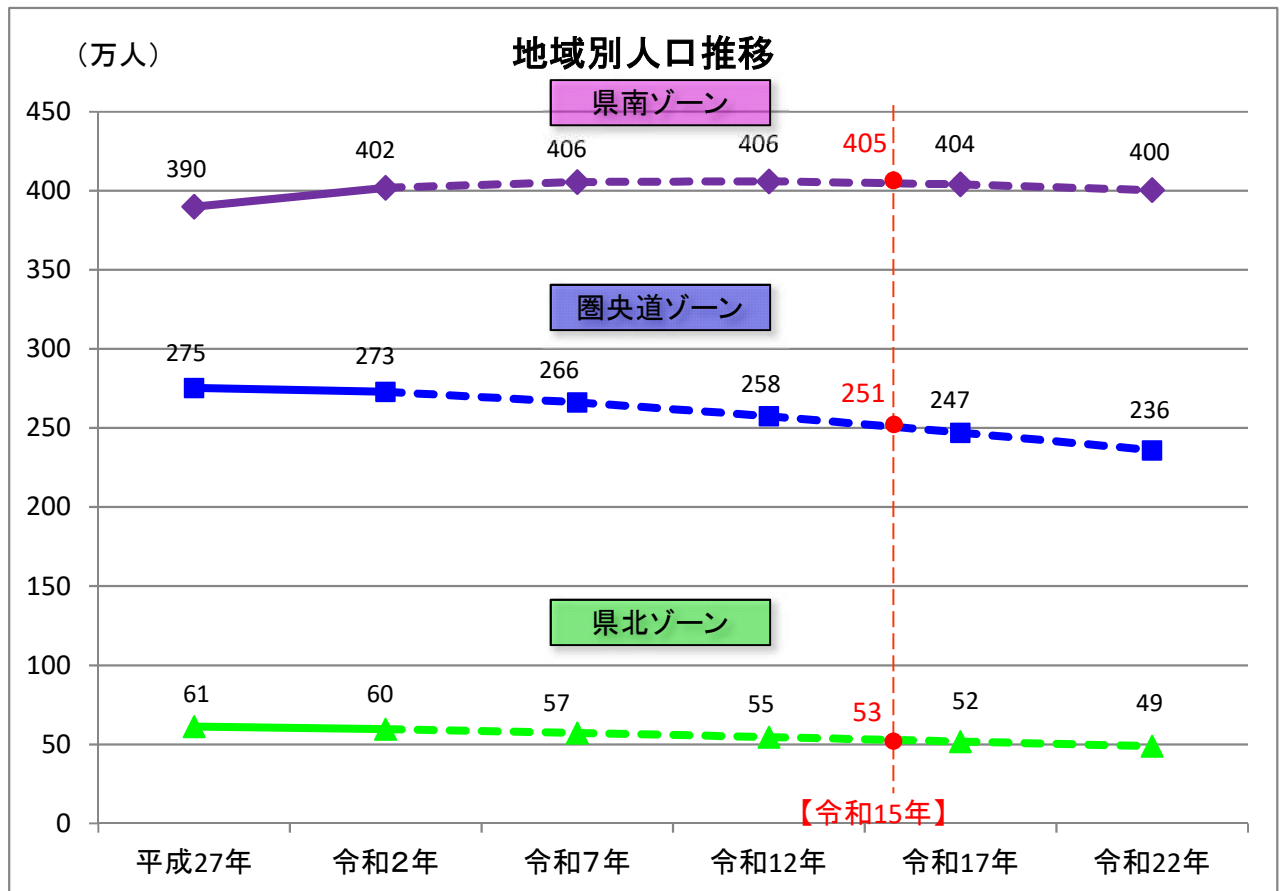


3 地域別人口の推移と将来推計

(単位：万人)

	県南ゾーン	圏央道ゾーン	北部ゾーン	県計
平成27年	390	275	61	727
令和2年	402	273	60	734
7年(推計値)	406	266	57	729
12年(推計値)	406	258	55	718
17年(推計値)	404	247	52	703
22年(推計値)	400	236	49	685

注) 平成27年、令和2年の人口は国勢調査結果によるものである。
 それ以外の推計値は埼玉県推計人口(埼玉県5か年計画)による。
 端数処理の関係で、各ゾーンの計と県の計は一致しないことがある。



4 地域別世帯数の推移と将来推計

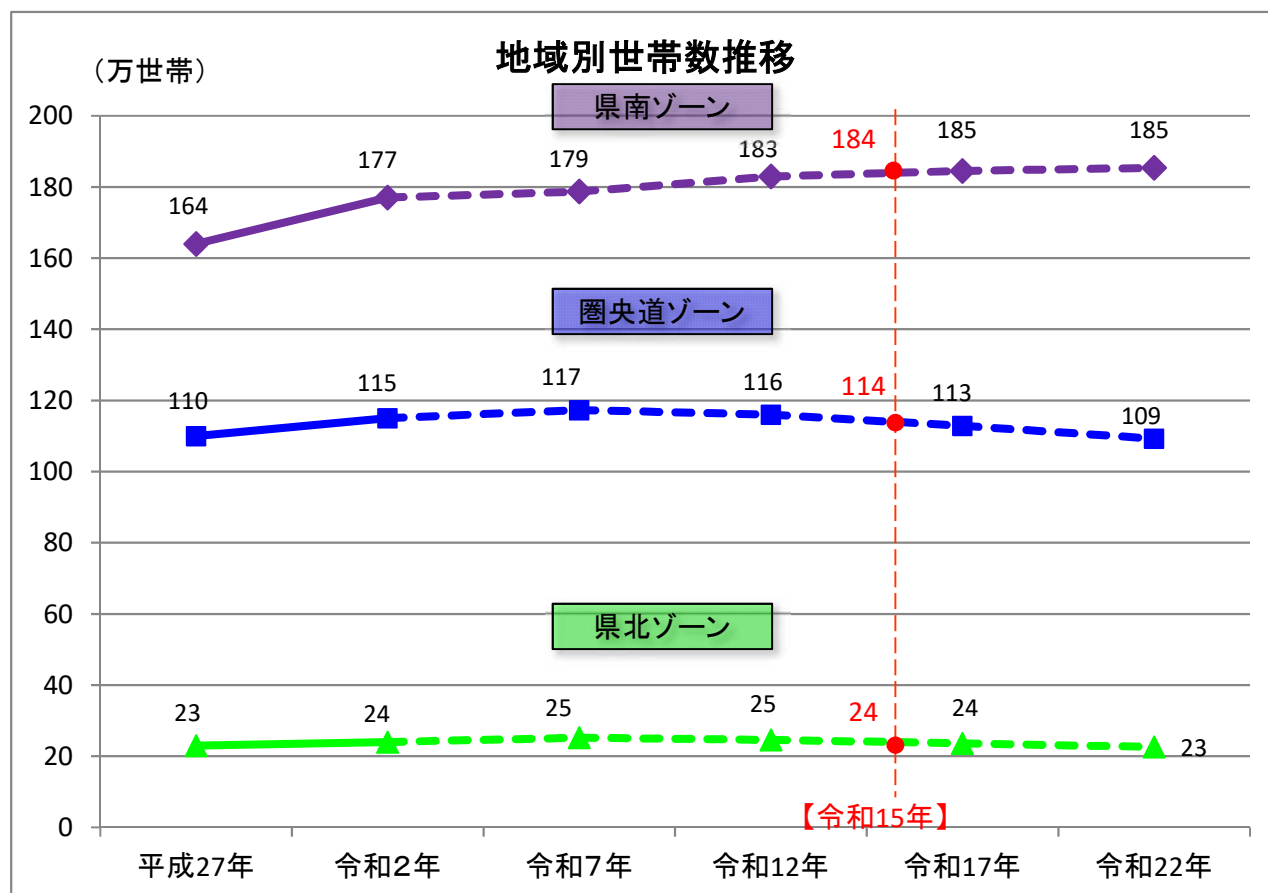
(単位：万世帯)

	県南ゾーン	圏央道ゾーン	北部ゾーン	県計
平成27年	164	110	23	297
令和2年	177	115	24	316
7年(推計値)	179	117	25	321
12年(推計値)	183	116	25	323
17年(推計値)	185	113	24	321
22年(推計値)	185	109	23	317

注) 平成27年、令和2年までの世帯数は国勢調査(総務省)による実績値。

それ以外の推計値は埼玉県推計人口(埼玉県5か年計画)を平均世帯人員(国立社会保障・人口問題研究所)で除した推計値。

端数処理の関係で、各ゾーンの計と県の計は一致しないことがある。



5 国土の利用区分の定義及び把握方法

利用区分	定義	把握方法
1. 農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。	農林水産省「耕地及び作付面積統計」の「田」及び「畑」の合計である。
2. 森林	<p>森林法第2条第1項に定める森林を対象とし、国有林と民有林の合計である。</p> <p>1) 国有林</p> <p>ア. 林野庁所管国有林 森林法第2条第3項に定める国有林のうち、林野庁が所管する森林。官行造林地も含む。</p> <p>イ. その他省庁所管国有林 森林法第2条第3項に定める国有林のうち、林野庁所管以外の森林。なお、独立行政法人通則法第2条第1項及び第2項に定める独立行政法人及び特定独立行政法人並びに国立大学法人法第2条第1項に定める国立行政法人が所管する森林については民有林に区分される。</p> <p>2) 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって同条第3項に定めるもの。</p>	<p>林野庁「森林資源現況調査」の都道府県別森林資源現況総括表の計面積（立木地、竹林、無立木地）を森林面積とする。</p> <p>森づくり課「森林・林業の統計」の地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林の面積の合計である。</p>
3. 原野等（原野、採草放牧地）	農地法第2条第1項に定める採草放牧地（農地以外の土地で主として耕作又養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの）と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林（ただし林野庁所管分に限る）を除いた面積の合計である。	

利用区分	定義	把握方法
4. 水面・河川・水路	<p>水面、河川及び水路の合計である。</p> <p>1) 水面 湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びにため池の満水時の水面。</p> <p>2) 河川 河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。</p> <p>3) 水路 農業用排水路。</p>	<p>以下に掲げる「天然湖沼」、「人造湖」、「ため池」の面積の合計である。</p> <p>ア. 天然湖沼 面積 10ha 以上の天然湖沼を対象とする。 ・面積 100ha 以上 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」の「湖沼面積」による。 ・面積 10ha 以上 100ha 未満 環境省「自然環境保全基礎調査湖沼調査報告書（全国版）」の「湖沼面積」とする。</p> <p>イ. 人造湖 堤高 15m 以上のダムで、既設のものを対象とし、日本ダム協会「ダム年鑑」の湛水面積とする。</p> <p>ウ. ため池 堤高 15m 未満の農業用ため池の満水面積とする。</p> <p>一級河川及び主要な二級河川については、国土交通省「河川現況調査」をもとに把握する。その他の二級河川、準用河川については、流路延長に必要な区間ごとに把握した平均幅員を乗じて算出した面積を河川管理者に照会する。なお、水面と重複する部分を除く。</p> <p>水路面積は以下の算式による 水路面積 = (整備済水田面積 × 整備済水田の水路率) + (未整備水田面積 × 未整備水田の水路率)</p>
5. 道路	<p>道路、農道及び林道の合計である。車道部（車道、中央帯および路肩）、歩道部、自転車道部及び法面からなる。</p> <p>1) 道路 道路法第2条第1項に定める道路。</p>	<p>道路は、国土交通省「道路統計年報」による。</p>

利用区分	定義	把握方法
	<p>2) 農道 農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道。</p> <p>3) 林道 国有林林道及び私有林林道。</p>	<p>農道面積は以下の算式による。 農道面積＝圃場内農道面積＋圃場外農道面積 圃場内農道面積＝水田地域における圃場内農道面積（A）＋畑地域における圃場内農道面積（B） 但し、 A＝（整備済水田面積×整備済水田の農道率）＋（未整備水田面積×未整備水田の農道率） B＝（整備済畑面積×整備済畑の農道率）＋（未整備畑面積×未整備畑の農道率） 圃場外農道面積＝「市町村農道台帳」の農道延長×一定幅員</p> <p>林道のうち、自動車道の延長に一定幅員を乗じて算出する。</p>
<p>6. 宅地</p> <p>(1)住宅地</p> <p>(2)工業用地</p>	<p>建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。</p> <p>「固定資産の価値等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。</p> <p>「工業統計調査（地域別統計表）」にいう「事業所敷地面積」に従業員4人以上の事業所敷地面積に補正したもの。</p>	<p>総務省「固定資産の価格等の概要調書」の宅地のうち評価総地積（村落地区については地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率を用いて補正したもの）と非課税地積を合計したもの。</p> <p>以下に掲げるア及びイの面積の合計である。 ア.「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積のうちの住宅用地の面積。なお、村落地区については地籍調査進捗状況、地籍調査実施前後の宅地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用いて補正した面積を加える。 イ. 都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地の面積。</p> <p>以下に掲げるア及びイの面積の合計である。 ア. 従業員30人以上の事業所については、経済産業省「工業統計調査」（地域別統計表）の「4. 都道府県別産業中分類別統計表 従業者30人以上の事業所に関する統計表」における事業所敷地面積を用いる。</p>

利用区分	定義	把握方法
(3) その他の宅地	(1)及び(2)の区分のいずれにも該当しない宅地。	<p>イ. 従業員 4 人以上 29 人以下の事業所については、「4. 都道府県別産業中分類別統計表」をもとに次の算式により算出した面積の合計。</p> <p>(従業員 4 人以上 29 人以下事業所の製造品出荷額等) / (従業員 30 人以上事業所の製造品出荷額等) × (従業員 30 人以上事業所の敷地面積)</p> <p>「宅地」から(1)住宅地及び(2)工業用地を除く。</p>
7. その他	<p>上記の「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」のいずれにも該当しないもの。</p> <p>※荒廃農地、公園・緑地、鉄道用地、ゴルフ場、空き地などが含まれる。</p>	<p>都道府県面積から、「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。</p> <p>都道府県面積は、国土地理院「全国都道府県市区町村面積調」の「都道府県別面積」による。</p>

(参考条文)

○農地法（昭和 27 年法律第 229 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

○国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において「国有林野」とは、次に掲げるものをいう。

一 国の所有に属する森林原野であつて、国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したもの

二 国の所有に属する森林原野であつて、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、国有財産法第 3 条第 3 項の普通財産となつているもの（同法第 4 条第 2 項の所管換又は同条第 3 項の所属替をされたものを除く。）

○河川法（昭和 39 年法律第 167 号）（抄）

（一級河川）

第 4 条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2～6 (略)

（二級河川）

第 5 条 この法律において「二級河川」とは、前条第 1 項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2～7 (略)

（河川区域）

第 6 条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域

二 河川管理施設の敷地である土地の区域

三 堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。第 3 項において同じ。）の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

（この法律の規定を準用する河川）

第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十三条第二項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第十六条の四第一項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第二項、第十六条の五及び第六十五条の三第一項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第十六条の五第一項、第六十五条の三第一項、第二項及び第六項並びに第六十五条の四第一項及び第五項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第六十五条の三第六項及び第六十五条の四第五項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

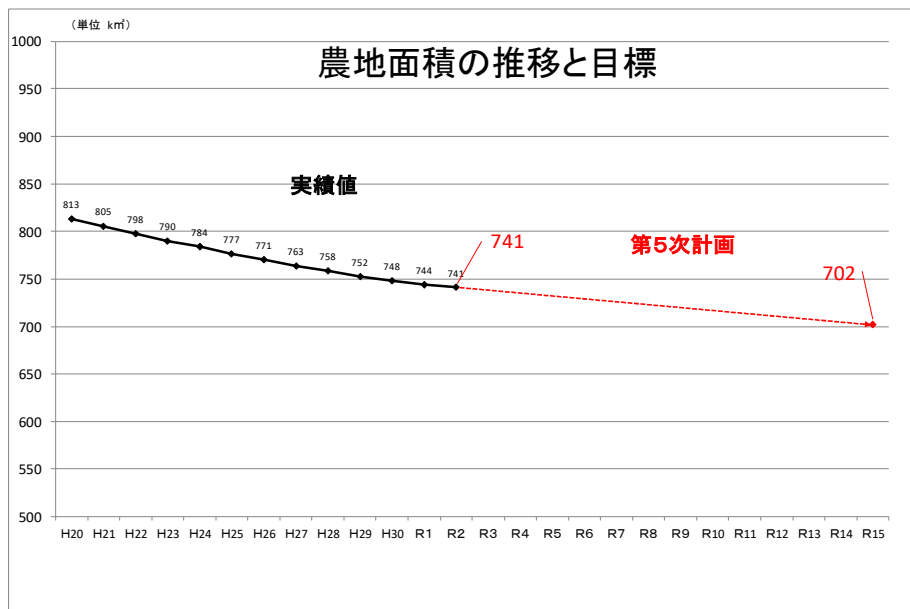
6 利用区分ごとの面積の推移と目標

(1) 農地面積の推移と目標

○農地の定義及び面積目標

「耕作の目的に供される土地であって畦畔（けいはん）を含む。」

農地面積は減少傾向にあるが、食料の安定供給の観点から一定の面積を確保する必要がある。このため、荒廃農地解消や発生抑制などを図ることとし、令和15年の面積目標を702km²とする。



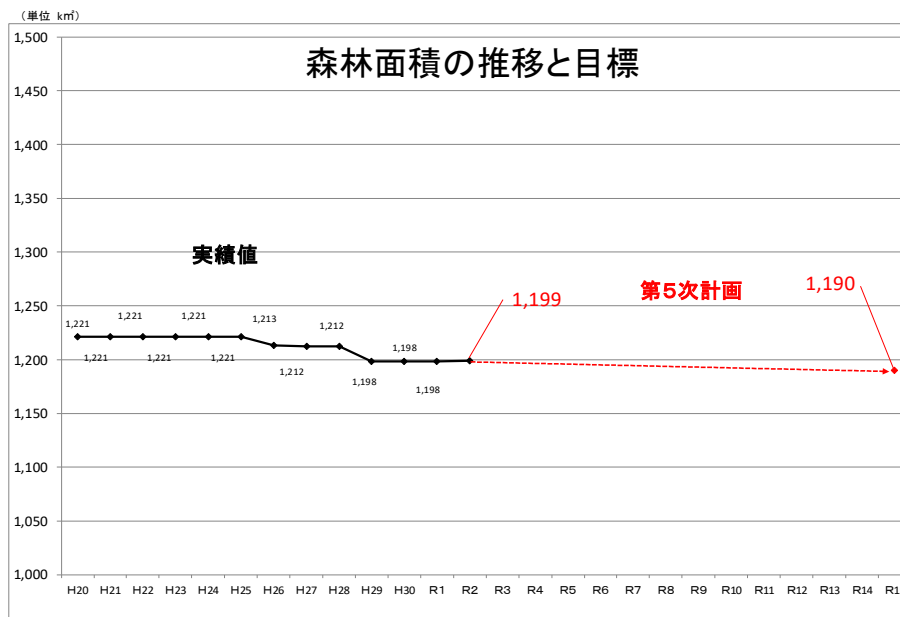
(2) 森林面積の推移と目標

○森林の定義及び面積目標

「国有林と民有林の合計。なお、林道は含まない。」

森林面積は、近年、微減傾向にあるが、今後も県土の保全や水源の涵養に重要な役割を果たす森林の整備・保全を進め、一定量の森林を確保していく必要がある。

特に、利用期を迎えた人工林について「伐って・使って、植えて、育てる」ことにより、県産木材の利用拡大などを通じた森林資源の循環利用を進める。このような取組により令和15年の面積目標を1,190km²とする。



(3) 水面・河川・水路面積の推移と目標

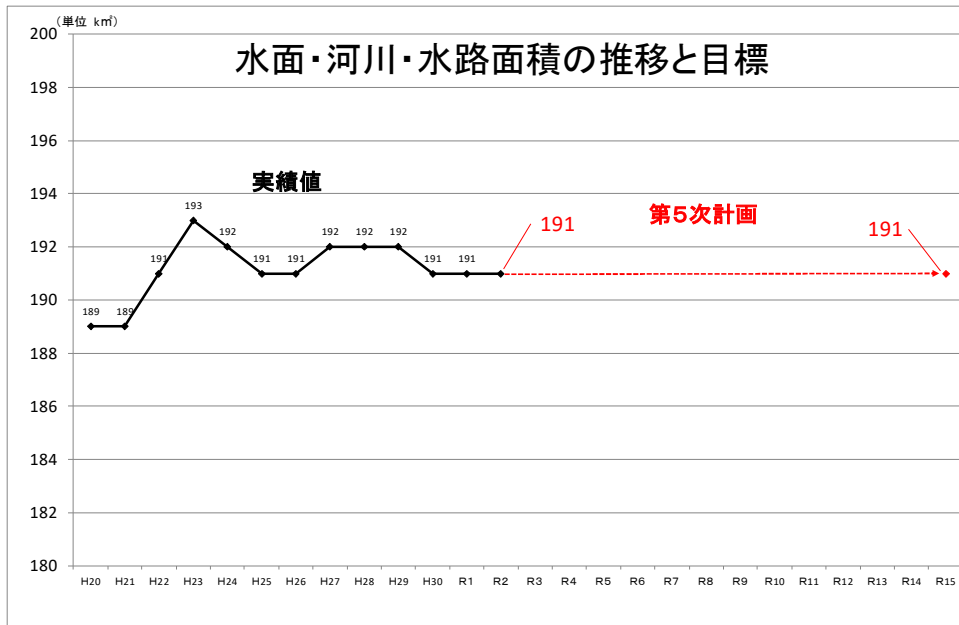
○水面・河川・水路の定義及び面積目標

「水面：湖沼及びため池の満水時の面積。」 「河川：一級河川、準用河川における河川区域。」

「水路：農業用排水路。」

水面・河川・水路面積について、ダムなどの整備計画がないことから湖沼及びため池の水面面積は横ばいとする。

河川面積については、河川整備計画に基づき、着実に増加していくことが想定される。一方、農業用排水路の水路面積は、農地面積の減少に伴って減少傾向にある。このため、水面・河川・水路の目標面積は、令和2年と同程度の191km²とする。



(4) 道路面積の推移と目標

○道路の定義及び面積目標

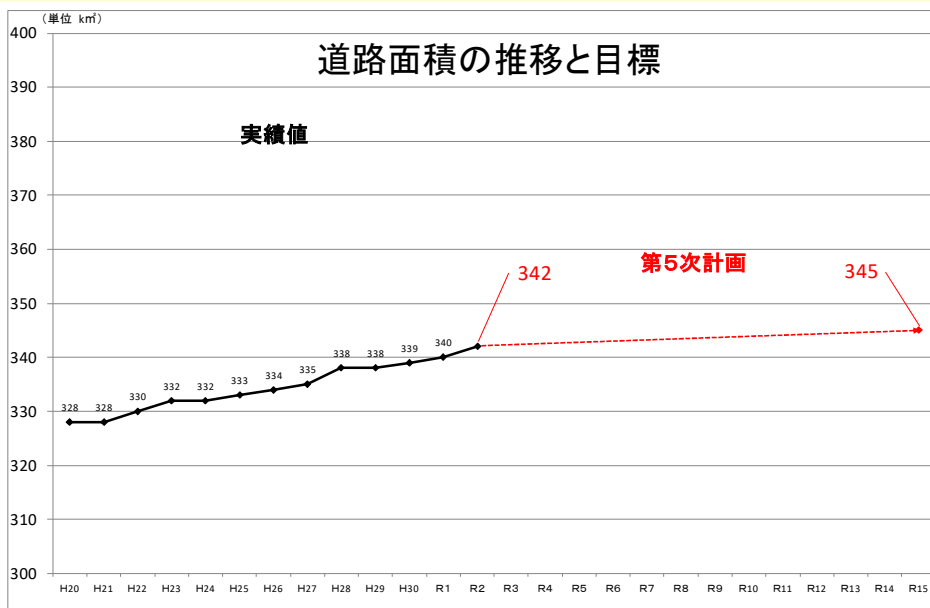
「一般道路、農道および林道の合計。」

道路面積のうち、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道については、一貫して増加傾向にある。今後も地域間のネットワークの構築により交流を促進するとともに災害時における避難や輸送などの多重性・代替性を確保する観点から、真に必要な整備を計画的に進める。一方、人口減少などによって市街地の集約化や空き家、空き地の有効活用などにより新規の住宅供給の減少が想定され、市町村道を中心に増加割合は鈍化するものとする。

農道面積については、農地の減少に伴い減少することが見込まれる。

林道面積については、微増傾向であり、今後も森林の整備・保全を効率的に行うため、一定量、増加するものとする。

こうしたことから、令和15年の面積目標を345km²とする。



(5) 宅地面積の推移と目標

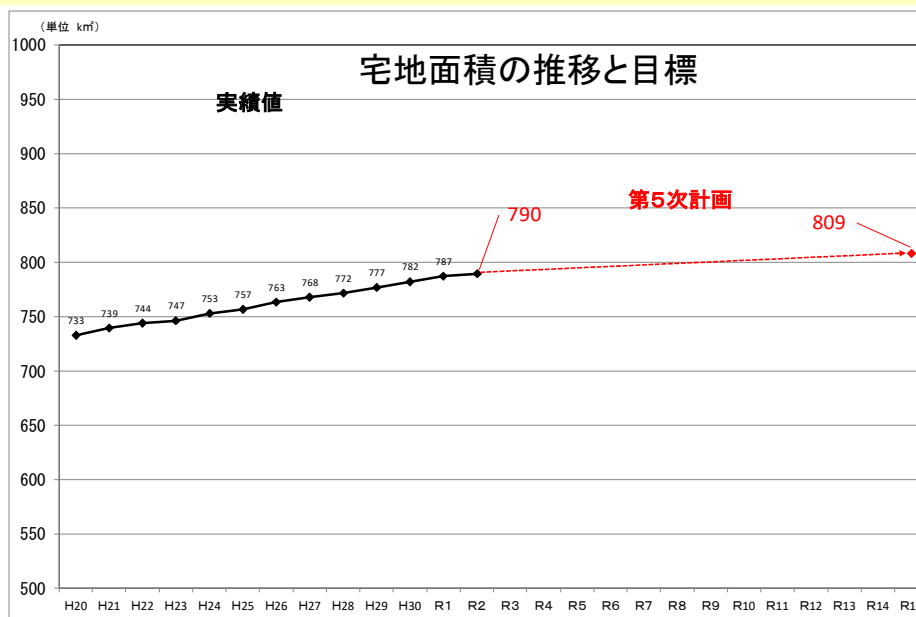
○宅地の定義及び面積目標

「宅地」＝「住宅地」＋「工業用地」＋「その他の宅地」 住宅地：「住宅用地。」、
工業用地：「従業員4人以上の事務所の敷地。」、「その他の宅地：「商業業務用地や官公庁用地など。」

住宅地面積は、一貫して増加してきた。県人口が令和2年以降に減少に転じる見込みのほか、総世帯数も計画期間中の令和12年頃にピークを迎えた後、減少に転じる見込み。これらの動向に加え、都市機能や居住を集約していくこと、また、空き家などの既存の住宅ストックを有効活用することなどで、令和15年の住宅地の面積目標は551km²とする。

工業用地面積については、道路整備などに伴う新たな事務所や物流拠点などの立地動向などを踏まえ、必要な用地の確保を進める。このような取組により令和15年の工業用地の面積目標を50km²とする。

その他の宅地は、主として商業業務用地や官公庁用地などからなる。その他の宅地の面積は、人口が減少に転じ、都市の居住や機能を集約する必要があるが、商業業務施設の立地は一定量継続すると見込まれることから、令和15年の面積目標を208km²とする。こうしたことから、宅地の令和15年の面積目標を809km²とする。



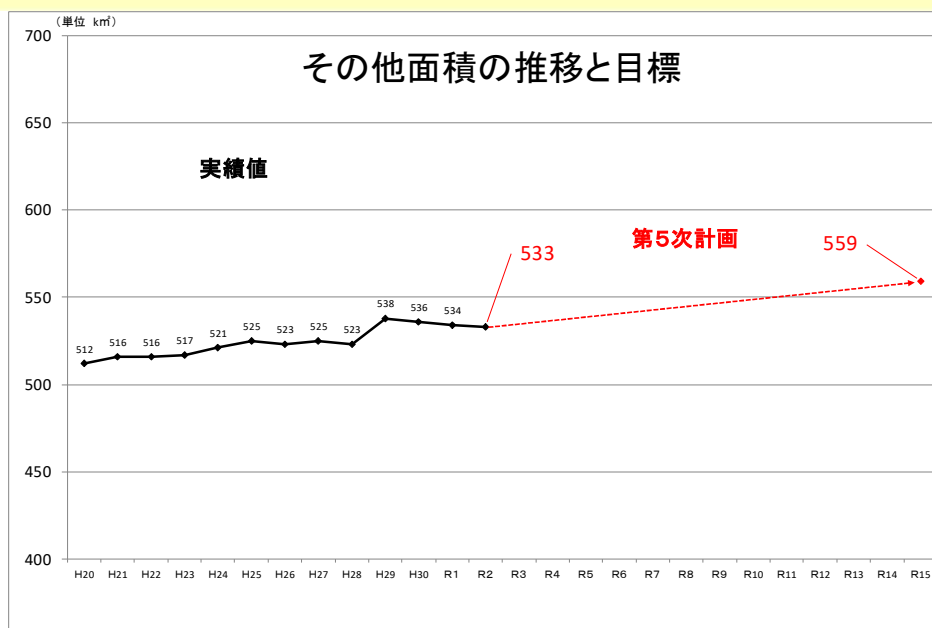
(6) その他面積の推移と目標

○その他の定義及び面積目標

「農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路及び宅地のいずれにも該当しないもの。」

※荒廃農地、公園・緑地、鉄道用地、ゴルフ場、空き地などが含まれる。

その他の土地は、県土面積から、これまでの地目別の面積を差し引いたもので、その面積は増加傾向にある。荒廃農地や空き地の増加が主な原因と考えられ、これらの土地をどのように管理し、新たな用途を見出していくかが課題となる。



7 埼玉県国土利用計画審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する委員二十人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第三条 前条第一項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第六条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第七条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、企画財政部土地水政策課において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十四年六月四日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十日規則第三十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月三十日規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。

8 埼玉県国土利用計画審議会委員名簿

(令和5年7月1日現在)

	氏 名	現 職	専門分野等	備 考
1	浅井 明	埼玉県議会議員	地方行財政	
2	石川 猛	埼玉県農業会議 副会長	農 業	
3	小口 千明	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	自然環境保全	
4	神尾 高善	埼玉県議会議員	地方行財政	
5	窪田 亜矢	東北大学大学院工学系研究科 教授	都市計画	
6	黒川 文子	獨協大学経済学部 教授	産 業	
7	金野 桃子	埼玉県議会議員	地方行財政	
8	白石 則彦	東京大学 名誉教授	森 林	会 長
9	渋谷 真実子	埼玉県議会議員	地方行財政	
10	田中 規夫	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	防 災	会長代理
11	田中美奈子	たなか不動産鑑定 代表	土地問題	
12	谷口 綾子	筑波大学システム情報系社会工学域 教授	交通問題	
13	永瀬 秀樹	埼玉県議会議員	地方行財政	
14	中屋敷 慎一	埼玉県議会議員	地方行財政	
15	野口 祐子	日本工業大学建築学部 教授	社会福祉	
16	宮崎あかね	日本女子大学理学部化学生命科学科 教授	環境全般	

※五十音順。敬称略。

9 国土利用計画法〔抄〕（昭和49年6月25日法律第92号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

第二章 国土利用計画

（国土利用計画）

第四条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

（全国計画）

第五条 国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、全国計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成する場合には、国土審議会及び都道府県知事の意見を聴かななければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事の意見を聴くほか、都道府県知事の意向が全国計画の案に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 国土交通大臣は、全国計画の案を作成するに当たっては、国土の利用の現況及び将来の見通しに関する調査を行うものとする。

6 国土交通大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、全国計画を公表しなければならない。

7 国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。

8 第二項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

（全国計画と他の国の計画との関係）

第六条 全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする。

(都道府県計画)

第七条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

- 2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。
- 3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、都道府県計画を国土交通大臣に報告しなければならない。
- 6 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 国土交通大臣は、第五項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。
- 8 国土交通大臣は、前項後段の規定による意見の申出があつたときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 9 第三項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

(市町村計画)

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

- 2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。
- 3 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 第三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

第三章 土地利用基本計画等

(土地利用基本計画)

第九条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

- 2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。
 - 一 都市地域
 - 二 農業地域
 - 三 森林地域

四 自然公園地域

五 自然保全地域

- 3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。
- 4 第二項第一号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。
- 5 第二項第二号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とする。
- 6 第二項第三号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。
- 7 第二項第四号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。
- 8 第二項第五号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。
- 9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。
- 10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かなければならない。
- 11 国土交通大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。
- 12 都道府県は、第十項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 13 都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。
- 14 第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

（土地利用の規制に関する措置等）

第十条 土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、この法律に定めるものを除くほか、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。

第七章 審議会等及び土地利用審査会

（審議会等）

第三十八条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

- 2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

国土利用計画法施行令〔抄〕（昭和49年12月20日政令第387号）

（全国計画、都道府県計画及び市町村計画の計画事項）

第一条 国土利用計画法（以下「法」という。）第五条第一項の全国計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国土の利用に関する基本構想
 - 二 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
 - 三 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要
- 2** 法第七条第一項の都道府県計画を定める場合には、当該都道府県の区域における国土の利用に関し前項各号に掲げる事項について定めるものとする。
- 3** 法第八条第一項の市町村計画を定める場合には、当該市町村の区域における国土の利用に関し第一項各号に掲げる事項について定めるものとする。

10 用語の解説

《 行 》

空き家バンク（あきやばんく）

地方公共団体などが Web サイトなどを活用して空き家情報を提供する制度。空き家の所有者が提供したい物件情報を登録し、空き家の提供を受けたい利用者が、それらの情報を閲覧することができる。

雨水貯留浸透施設（うすいちよりゅうしんとうしせつ）

雨水を一時的に貯留あるいは地下に浸透させ、河川への雨水流出量を抑制するもの。雨水浸透施設には、浸透ますや浸透トレンチ、透水性の舗装などの種類があり、水害を防止すると共に地下水のかん養にも効果がある。

エコツーリズム（えこつーりずむ）

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。環境省では持続可能な社会の構築の手段としてエコツーリズムの推進に向けた取組を進めている。

E c o - D R R（えこでいあーるあーる）

Ecosystem-based Disaster Risk Reduction（生態系を活用した防災・減災）の略。生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする考え方。洪水緩和に向けた湿地の保全・再生、土砂災害の防止や水源涵養^{かんよう}を目的とした森林整備など、様々な自然災害を対象とした幅広い取組が含まれる。

S D G s（えすでいーじーず）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年（令和 12 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

NPO（えぬぴーおー）

Non Profit Organization（民間非営利団体）の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

オープンスペース（おーぷんすぺーす）

公園、道路、河川、立ち入りが可能な空地等をいう。

温室効果ガス（おんしつこうかがす）

太陽放射により暖められた地表面の熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が温室効果ガスとして定義されている。

《か行》

カーボンニュートラル（かーぼんにゅーとらる）

人間活動を発生源とする温室効果ガス排出量と吸収源などによる除去量が均衡する（実質的な排出量がゼロとなる）こと。

開発圧力（かいはつあつりょく）

市街地が拡大するようなおそれのある開発の兆候。

可住地面積（かじゅうちめんせき）

総土地面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いた面積をいう。

環境影響評価（環境アセスメント）（かんきょうえいきょうひょうか）

大規模な開発事業や公共事業を実施する前の段階で、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査・予測・評価すること。

間伐（かんばつ）

立木の成長に伴い混み合った森林を健全な状態に導くために行う抜き切り作業。主伐までの間の中間収入を得るためにも行われ、立木の成長を促すとともに森林の持つ多面的機能を高めるための重要な作業である。

学校ファーム（がっこうふぁーむ）

学校を単位に農園を設置し、心身共に発育段階にある児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身につけることねらいとした取組。

基準年次（きじゅんねんじ）

計画の基礎となる年次であり、通常、計画策定時において様々な実績値を網羅的に把握できる直近の年次としている。

居住環境（きょじゅうかんきょう）

通勤通学や買い物の利便性、生活関連施設の整備状況、近隣における自然の豊かさ、災害に対する安全性など、居住地の良好さを規定する環境をいう。

緊急輸送道路（きんきゅうゆそうどうろ）

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

空洞化（くうどうか）

都市の中心部の地価高騰や環境悪化、モータリゼーションに伴う郊外化などにより、中心部の居住人口や商業機能が郊外に流出していくこと。その結果、空き家、空き地、空き店舗、空きビルなどの未利用地が増加し、これまでの社会資本整備が生かされない状況になっている。

グリーンインフラ（ぐりーんいんふら）

グリーンインフラストラクチャー（Green Infrastructure）の略。自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）

を社会資本整備や土地利用など社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

計画期間（けいかくきかん）

計画策定時点又は基準年次から目標年次までの期間である。

景観形成作物（けいかんけいせいさくもつ）

農業生産を目的とするだけでなく、地域の景観向上に寄与する作物。

減災（げんさい）

災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組みである。防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災とはあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするものである。

原生的な自然（げんせいてきなしぜん）

人の活動による影響を受けたことのない自然又はかつては影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない自然をいう。

健全な水循環（けんぜんなみずじゅんかん）

治水や利水に対する県民の要望が充足され、同時に環境の保全に果たす水の役割が損なわれないなど、水の循環系において様々なニーズや機能がバランスよく良好に保たれた状態をいう。本計画では、主として、環境保全の観点からの健全性に着目した用い方をしている。

県土の利用区分（けんどのりようくぶん）

国土利用計画においては、農地、森林、宅地等の地目別区分及び公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、未利用地、市街地の区分をいう。

県土保全（けんどほぜん）

急傾斜地の崩壊や土砂流失、地すべり、洪水による浸食、堆積、海岸浸食、公害及び鉱害による地盤沈下など、主として地表面における物質移動による土地形状の変化を抑制又は停止させることをいう。

県土保全機能（けんどほぜんきのう）

土砂の流出を防止し、洪水の発生を防ぐなど、県土の保全に資する機能をいう。

県土利用（けんどりよう）

土地、水、自然をいう側面からみて県土を利用することをいう。土地利用と比較して、県土利用は水や動植物などの利用を含むことから、より広範な概念である。

原野等（げんやとう）

一般には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるままの状態に放置されている土地である。

国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」であって、林野庁所管の国有林以外の土地をいう。

なお、第5次計画からは「採草放牧地」を含む。

公園緑地（こうえんりょくち）

公園、広場、墓園など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都市生活を確保するための土地である。

郊外（こうがい）

都市の外縁部にあつて、田畑・林地などが比較的多い地域を想定して用いている。

公共用施設（こうきょうようしせつ）

文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、防衛施設、官公署など公のために設けられた施設をいう。

工業用地（こうぎょうようち）

一般には、工業生産を行うための土地である。

国土利用計画では、住宅地との重複などを考慮して、従業員4人以上の事業所の敷地としている。

工場の立地動向（こうじょうのりっちどうこう）

工場の新規立地及び移転の動向である。統計資料としては、経済産業省「工場立地動向調査」がある。

高度利用（こうどりよう）

道路などの公共施設の整備水準が一定以上の土地について、有効な空地の確保、一定以上の敷地規模の確保などにより良好な市街地環境を形成し、土地を効率的に利用すること。

荒廃農地（こうはいのうち）

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

高病原性鳥インフルエンザ（こうびょうげんせいとりいんふるえんざ）

国際獣疫事務局（O I E）の診断基準により高病原性と判定された A 型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、七面鳥等家きんの伝染病。鶏に感染した場合には死亡率が高く、養鶏産業に及ぼす影響が甚大なことから、国際的に最も警戒すべき家畜伝染病の一つ。

コージェネレーションシステム（こーじえねれーしょんしすてむ）

都市ガス、石油、L P Gなどを燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などの方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステム。回収した廃熱を利用することにより、エネルギー効率が高くなる。

国土調査（こくどちょうさ）

国土調査法に基づく調査であり、本調査により得られる成果は、土地利用計画の策定や公共事業を推進する際の基礎資料としても用いられている。

調査の性格から地籍調査、土地分類調査、水調査関係の3つに分けられる。

国土利用計画（こくどりようけいかく）

国土利用計画法に基づく計画で、国土の利用に関する行政上の指針となるものである。

国土の総合的、計画的な土地利用を図るため、国土の利用に関する基本的な考え方や国土の利用目的に応じた地目ごとの規模などを定め、土地利用の指針としての役割を果たす計画のことであり、全国、都道府県、市町村の計画から構成されている。

国土利用計画審議会（こくどりようけいかくしんぎかい）

国土利用計画法第 38 条に基づく都道府県に設置される審議会では、都道府県が国土利用計画の都道府県計画を定める場合などのほか知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関して重要な事項を調査審議することとされている。

ゴルフ場造成（ごふるじょうぞうせい）

ゴルフ場（10ha 以上）の造成事業については、「ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱（昭和 48 年 2 月施行）」に基づき、秩序ある土地利用を図るとともに、自然環境の保全や災害の防止の観点から立地指導を行っている。

なお、平成 5 年 4 月 1 日から県土の適正な利用の確保、自然環境保全及び災害防止を図るため、ゴルフ場造成申出の新規受付を全面的に停止している。

《さ行》

30by30目標（さーていばいさーていもくひょう）

2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

再開発（さいかいはつ）

都市中心部において、旧来の建物や構造物を取り壊し計画的に街づくりをし直すこと。建物の老朽化に伴う建て替えのほか、拠点の統廃合や集約化に伴う大規模な倉庫・工場・企業用地の跡地開発、さらには防災上の観点から行われる密集市街地の再構築も含まれる。

災害（さいがい）

暴風、豪雨、豪雪、洪水、渇水、高潮、地震、津波、噴火などの異常な自然現象や

大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出、船舶の沈没などの事故を原因として生ずる被害のことをいう。

このうち、暴風、豪雨などの異常な自然現象により生じる被害を自然災害という。

再生可能エネルギー（さいせいかのうエネルギー）

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーの総称。

採草放牧地（さいそうほうぼくち）

農地法第2条第1項に定める採草放牧地をいう。

農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものである。なお、ここでいう耕作又は養畜の事業のための採草とは、具体的には肥料、飼料、敷料の材料を得るための採草のことである。

S A I T A M A リバーサポーターズ（さいたまりばーさぽーたーず）

県内で川との共生や保全に取り組む個人、団体や企業がサポーターとして参加することができる仕組み。サポーターとなることで県から資材提供などの支援を受けたり、SNSなどで川に関する情報を受け取ることができるなどのメリットがある。

彩の国みどりの基金（さいのくにみどりのききん）

埼玉県が、森林の荒廃による水源涵養機能^{かん}の低下や都市化による身近な緑地の減少を踏まえ、みどりの保全と創出を目的に平成20年4月1日に創設した基金である。自動車税収入額の1.5%（自動車1台当たり約500円）及び県民、企業などからの寄附を基金に積み立て、事業の財源に充てるもので、新たな負担なくして環境保全が図れるという埼玉独自の方式である。

里山（さとやま）

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

市街地（しがいち）

国土利用計画では、「国勢調査」の定義による人口集中地区（D I D）をいう。

都市計画関係では、都市計画法でいう既成市街地の意味で用いることがあるので、注意が必要である。

市街地再開発事業（しがいちさいかいはつじぎょう）

低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地において、細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、併せて駅前広場や街路などの主要な都市の基盤施設や緑地・広場といった都市環境に潤いを与えるオープンスペースなどを確保し、快適で安全なまちに一新する事業。

自然環境（しぜんかんきょう）

日光、大気、水、土、生物などによって構成され微妙な系として県土に賦存^{ふぞん}する植生、野生動物、地形地質などを総称したものである。

自然的土地利用（しぜんてきとちりょう）

農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたものをいう。

都市的土地利用以外の土地利用を総称したものである。

住宅地（じゅうたくち）

「固定資産の価格等の概要調書」において、評価地積のうち住宅用地及び非課税地積のうち都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地とされている土地をいう。

循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない社会。

省エネルギー住宅（しょうえねるぎーじゅうたく）

断熱性や気密性を高めたり、設備の合理化や太陽熱エネルギーの利用などにより、

住宅用エネルギーの省力化を図った住宅をいう。

所有者不明土地（しょゆうしゃふめいとち）

不動産登記簿などの公簿情報などにより調査してもなお、所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地のこと。具体的には、所有者の探索を行う者の利用できる台帳が更新されていないなどの理由により、所有者（登記名義人が死亡している場合は、その相続人）の特定を直ちに行うことが難しい土地や、登記名義人が死亡しており、その相続人を特定できたとしても、相続人が多数となっている土地など様々なケースを含む。

人口（じんこう）

当該地域に存在する人の数、単に人口といった場合、常住人口（夜間人口）をさす。例えば、「国勢調査」の場合、調査実施時に当該地域の居住に3ヶ月以上にわたって居住しているか、あるいは3ヶ月以上住むことになっている人口をいう。通勤・通学などによって一時的に他地域に存在することとなる人々も住居の存在する地域の常住人口とされる。

森林（しんりん）

一般的には、集団となって生育している木竹及びその土地（林地）であるが、国土利用計画では、森林法にいう国有林と民有林の合計である。

なお、現在、木竹が育成していなくても、将来的に木竹の集団的育成に供される土地（例えば、植林前の伐採跡地）は森林に含まれるが、一方、農地や宅地などにある樹林地は森林には含まれない。

森林環境譲与税（しんりんかんきょうじょうよぜい）

森林環境及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村による森林整備の財源として、令和元年度から市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされており、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされている。

森林資源（しんりんしげん）

資源としてみた場合の森林をいう。物的存在としての森林に対し、森林資源とは、原料・材料をはじめ保健休養、情操の涵養など人間にとっての利用価値の意味をこめた用語である。

森林の持つ多面的機能（しんりんのもつためんてききのう）

森林は、木材の生産機能のほか、洪水を緩和する機能、風害や潮害を防ぐ機能、騒音や気候を緩和する機能、安らぎや憩いの場、生物多様性を保全する機能、教育的利用の場を提供するなどの保健・文化・教育的な機能などを有している。

特に土砂の流出や崩壊を防ぐ機能、地球温暖化防止に寄与する二酸化炭素を吸収・貯蔵する機能や多種多様な動植物の生息・生育の場を提供する生物多様性を保全する機能について関心が高い。

水系（すいけい）

河川は、上流の小さな河川が合流を繰り返しながら大きな河川となって下流の海に向かっていくが、これら一群の河川を合わせた単位を「水系」と呼んでいる。河川の本流及び支流に加え、人工的に開削された放水路、運河なども含む。

水源の涵養（すいげんのかんよう）

樹木・地表植生及び土壌などにより雨水、融雪水を一度貯留し、徐々に溪流に放出させて、洪水の緩和や水質の浄化を行うことをいう。

水面・河川・水路（すいめん・かせん・すいろ）

一般的には、陸域において通年水面の見られる部分であるが、国土利用計画では、水面とは、湖沼（人造湖及び天然湖沼）と溜池の満水時の水域部分、河川とは、河川法による一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域、水路とは、農業用排水路としている。

スマート農業（すまーとのうぎょう）

ロボット技術やICTなどを活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現するなどを推進している農業のこと。

スマート林業（すまーとりんぎょう）

ロボット技術やICTなどを活用して、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた木材生産などを推進している林業のこと。

生活環境（せいかつかんきょう）

日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、我々の日常生活をとりまく環境をいう。

生態系（せいたいけい）

生物とそれを取り囲む環境を一つの物質循環系として捉えたものである。生物群集と無機的環境とが織りなす物質系の概念である。

生態系ネットワーク（せいたいけいねっとわーく）

生物の生息空間を相互に連結することによって、生態系の回復と生物多様性の保全を図ることをいう。

生物多様性（せいぶつたようせい）

生物の多様さとその生息環境の多様さを表す概念である。生物の多様性は「生態系の多様性」、「生物種の多様性」、「遺伝子（種内、固体群）」の多様性の3つのレベルから捉えることができる。

施業（せぎょう）

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

世帯（せたい）

住居と生計を共にするか異にするかという観点からみた人間集団の単位をいう。一般世帯と施設などの世帯に区分される。

世帯数（せたいすう）

本計画でいう世帯数は、一般世帯数のこと。

一般世帯は、世帯のうち、①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、②間借りの単身者や下宿屋などに下宿している単身者、③会社、官公庁等の独身寮に居住している単身者をいう。

なお、一般世帯以外の世帯には、施設等の世帯（寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者など）がある。

その他の宅地（そのたのたくち）

国土利用計画では、宅地のうち住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない土地をいう。事務所店舗用地や家屋面積の10倍を超える部分の宅地などがこれに含まれる。

《た行》

タイムライン（たいむらいん）

台風直撃など風水害が予想される際に、どのタイミングで、どこへ避難するのかを、市町村の洪水ハザードマップなどを確認しながら決めておく避難行動計画。災害時の避難の判断をサポートし、災害の危険性を改めて考えるきっかけとなるなど、防災意識を高める効果が期待できる

太陽光発電施設（たいようこうはつでんしせつ）

太陽光を電気に変換するための施設（太陽光パネルなど）及びその附属施設。

宅地（たくち）

一般的には、住宅地の意味で用いられることもあるが、国土利用計画における宅地とは、土地登記上宅地とされた土地。具体的には、建物の敷地及びその維持若しくは効用を果たすために必要な土地をいい、住宅地以外に、工業用地、事務所店舗用地などが含まれる。

脱炭素型社会（だつたんそがたしゃかい）

地球温暖化の原因となっている温室効果ガス排出量を、排出抑制や吸収源対策を行うことで実質ゼロにすることを目指す社会。

多面的機能（ためんてききのう）

国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。

単独世帯（たんどくせたい）

世帯員が一人だけの世帯をいう。

地域コミュニティ（ちいきこみゆにてい）

住民同士のつながりや集まりのこと。

地域高規格道路（ちいきこうきかくどうろ）

東北道、関越道、圏央道などの高規格幹線道路（高速道路）を補完し、地域の自立発展や地域間の連携を支える、自動車専用道路もしくは、これと同等の規格を有する道路。県内では、新大宮上尾道路、東埼玉道路、西関東連絡道路などがある。

地域資源（ちいきしげん）

土地、水、自然等の県土資源を地域レベルでとらえ直したものに、人的資源、伝統文化、地域の農林水産物などを加えたものである。

地域制緑地（ちいきせいりょくち）

一定の土地の区域に対して、良好な自然的環境などの保全を図ることを目的に都市緑地法や森林法などで、その土地利用を規制する緑地。法令に基づく「特別緑地保全地区」や条例に基づく「ふるさとの緑の景観地」などがある。

地域の防災拠点（ちいきのぼうさいきょてん）

地域レベルにおいて災害対策活動の拠点となる施設である。備蓄倉庫や貯水槽が設置された公園などがこれに該当する。

地球温暖化（ちきゅうおんだんか）

経済活動や森林開発などの人間活動の活発化に伴って大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えることにより地球規模での

気温上昇が起こること。

地区計画（ちくけいかく）

身近な街区単位で良好な都市環境の維持・形成を図るため、住民などが主体的に係わりながら、道路・公園等の配置や建築物の建て方のルールを定める都市計画。

治山施設（ちさんしせつ）

山崩れ、地すべり、土石流などの山地災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養などを図るために設置するダムや土留などの工作物。

地目別区分（ちもくべつくぶん）

農地、森林、宅地等の土地利用区分をいう。国土利用計画では、不動産登記における地目区分とは異なっている。

中心市街地（ちゅうしんしがいち）

さまざまな都市機能が集積し、歴史や文化が育まれてきた社会・経済・文化の拠点となる地域。

都市（とし）

人々が密集して生活、生産活動を展開している地域をいう。

国土利用計画では、おおむね、市街地（人口集中地区）及び計画期間中に市街地化すると考えられる地域を想定して用いている。

都市化（としか）

人々の生活、居住形態が都市的なものに変化していくことである。都市人口の増加、市街地面積の拡大などを指標として、その動向が論じられることが多い。

都市機能（としきのう）

一般的には都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」などの都市的な機能のほか、「自然機能」や「農業機能」もそれに含んでさす場合も多い。

都市的土地利用（としてきとちりよう）

住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、道路（農道や林道を除く。）など、主として人工的施設による土地利用をいう。

土壤汚染の調査（どじょうおせんのちょうさ）

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 3 条、第 4 条又は第 5 条に基づき、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地、一定規模以上の形質変更を行う土地又は土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地において行う土壤の特定有害物質による汚染の状況に関する調査。

土地の高度利用（とちのこうどりよう）

都市部において土地の有効利用を指すものであり、都市計画法第 9 条に「用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区」として高度利用地区が定められている。

土地利用基本計画（とちりようきほんけいかく）

国土利用計画法第 9 条により、個別規制法に基づき策定される諸計画に対する上位計画として、また総合的かつ広域的見地に立って取引段階から利用区分に応じた規制と誘導を行うため、都道府県が定めるもの。土地利用基本計画は、都道府県の区域について、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域に区分し、担当部局が一元的に管理・運営することで、総合的かつ計画的な都道府県土の利用が図られる。

《な行》

内水（ないすい）

河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（多くの人が住んでいる場所）にある水をいう。豪雨時に堤内地に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害という。

内水氾濫（ないすいはんらん）

豪雨時に河川や水路から水が溢れるのではなく、住宅地や農地の側に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害という。

ネイチャーポジティブ（ねいちゃーぼじていぶ）

生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せるという意味。「G7 2030年自然協約」や昆明・モンテリオール生物多様性枠組においてその考え方が掲げられている。

燃料電池（ねんりょうでんち）

燃料である水素と酸化剤を外部から供給しつつ反応させて電気を取り出すタイプの電池。燃料電池の用途は幅広く、燃料電池自動車から家庭用の燃料電池、また、移動体用途としては、バス、船等がある。

農業基盤（のうぎょうきばん）

農業生産に必要な農地、農業用排水施設、農道等の固定資本（土地に固定された施設の蓄積）をいう。

農地（のうち）

広義には農業に用いる土地全般を指すが、国土利用計画では、農地法第2条第1項に定める農地、具体的には、耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含み、「作物統計」において「田」及び「畑」とされている土地をいう。

農地中間管理機構（のうちちゅうかんかんりきこう）

担い手への農地の集積・集約化を進めるため、都道府県ごとに整備された公的な農地の中間的受皿となる組織。

地域内の権利が分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手毎に農地を集約化する必要がある場合に、出し手から借り受けた農地をまとめて担い手に貸し付けるほか、必要な場合には農地の大区画化等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付け等を行う。

農地の集積・集約化（のうちのしゅうせき・しゅうやくか）

農地の集積とは、農作業を効率化し生産コストを下げするため、地域で中心になる意欲的な農家（担い手）に農地を集めることであり、農地の集約とは、複数の場所に分散している農地を、一連の農作業の実施に支障が出ないように、面としてまとまった形に集めることをいう。

農道（のうどう）

農産物及び営農資材の輸送並びに営農活動の効率化のため、農村地域に設けられた道路をいう。

国土利用計画では、ほ場内農道及びほ場外で「市町村道路台帳」に記載された農道である。

《は行》

バイオマス（ばいおます）

間伐材や稲わら、家畜の排せつ物など生物由来の再生可能な有機性資源のこと。

ヒートアイランド現象（ひーとあいらんどげんしょう）

地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆に伴う自然的な土地の被覆の減少、冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態のため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

不作付地（ふさくつけち）

「作物統計」で用いられる用語で、統計対象となっている農地のうち、調査時点において、作物の作付（非永年性作物）又は栽培（永年性作物）が行われていない土地をいう。

ふるさとの緑の景観地（ふるさとのみどりのけいかんち）

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、樹林を中心としたすぐれた景観を保

全するために指定された地域。

平地林（へいちりん）

平地部及び都市近郊に所在し、都市近郊林とも呼ばれる森林をいう。

保安林（ほあんりん）

洪水や渇水の緩和、土砂流出の防止などを目的に、森林法に基づいて指定され、伐採などの行為が制限される森林。

防災（ぼうさい）

災害を未然に防止すること、災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐこと及び災害の復旧を図ることをいう。

防災拠点（ぼうさいきょてん）

災害時に災害対策活動の拠点となる施設。国レベルの施設である広域防災拠点から自主防災組織のための防災センターまで、対象とする範囲により様々な形態がある。

《ま行》

水資源開発施設（みずしげんかいはつしせつ）

安定的な水利用を可能にするため、河川の流量の変動にかかわらず、年間を通じて一定の水量を河川から取水できるようにするためのダムや堰などの施設。

水環境（みずかんきょう）

水を中心に捉えた環境をいう。水質、水量、水生生物、水辺地を含む概念であり、この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとして捉えている。

水辺空間（みずべくうかん）

川辺、湖畔、海岸線など水辺の空間をいう。

ミッシングリンク（みっしんぐりんく）

主要都市間などを連絡する幹線道路などのうち未整備の部分。

緑のトラスト運動（みどりのとらすとうんどう）

広く寄附を募り、それを資金として土地や建物を取得することにより、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有財産として末永く保全していこうという運動。

未利用地（みりようち）

土地利用がなされていないものをいう。具体的には、住宅、工場跡地などの空き地や耕作放棄地が挙げられる。

無電柱化（むでんちゅうか）

道路の安全性・快適性の確保や良好な景観形成などのため、道路上の電柱を撤去すること。無電柱化の手法は、電線類を地中へ埋設する地中化方式と、建物の軒下などを活用して電線類の配線を行う軒下配線などの地中化方式以外がある。

目標設定型排出量取引制度（もくひょうせっていがたはいしゅつりょうとりひきせいど）

エネルギー消費の大きい事業所を対象に、二酸化炭素の排出削減目標を設定し、事業所自ら排出削減を進めるとともに、他の事業所の排出削減量や森林吸収量の活用、再生可能エネルギーの利用などにより排出削減目標の達成を求める制度である。

目標年次（もくひょうねんじ）

計画の最終目標を設定した年次である。

《や行》

野生鳥獣による被害（やせいちょうじゅうによるひがい）

野生鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境などへの被害。近年は、ニホンジカやイノシシなど一部の鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大により、農作物や森林への被害だけでなく、希少な植物等の食害など、生態系への影響も顕著になっている。

優良農地（ゆうりょうのうち）

土地生産力が高く、かつ、おおむね 10ha 以上の規模で集団化していて労働生産性

の向上に期待がもてる農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地をいう。

要配慮者（ようはいりょしゃ）

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害時の避難行動や情報伝達、避難生活などに特に配慮が必要な人々。

《ら行》

ライフライン（らいふらいん）

「生活の幹線、すなわち、都市生活を営む上での命綱」（Duke、1975）と定義されるものであり、具体的には、電気、ガス、上下水道、交通、通信といった狭義の施設と、これらに工業用水道、廃棄物などの処理システム、農業用溜池、空港などを加えた広義の施設があるが、国土利用計画の対象としては、主として狭義の施設を考えている。

ライフラインの多重化・多元化（らいふらいんのたじゅうか・たげんか）

ライフラインの途絶による機能不全をカバーするため、同一モード内での代替性を確保することを多重化、異なるモード間での代替性を確保することを多元化という。

立地適正化計画（りっちてきせいかけいかく）

持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、市町村が必要に応じて策定する計画。持続可能なまちづくりに向け、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通などの様々な都市機能を誘導するもの。

流域（りゅういき）

集水域と同義であり、水系をとり囲む分水嶺で区画された範囲をいう。

流域治水（りゅういきちすい）

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化などを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

流域貯留浸透施設（りゅういきちよりゅうしんとうしせつ）

河川への雨水の流出を抑制・軽減するため、学校、公園などに設ける雨水を一部貯留又は浸透させる施設。流域貯留浸透施設には、調整池や透水性舗装のほか、地表に設置した「ます」を通して雨水を地中に浸透させる「雨水浸透ます」などがある。

緑地（りょくち）

樹林地、草地、水辺地などが単独で、又は一体となって、良好な自然環境を形成しているものをいう。

林道（りんどう）

林産物の輸送ないし林業経営の改善のために、森林の内外を通じて築設された道路をいう。国土利用計画では、国有林道及び民有林道両者のうち、林道規定(林野庁長官通達)第4条に定める自動車道である。

レジリエンス（れじりえんす）

英語で、「強靱さ」を意味する言葉。地域においては、災害などの突発的な変化や平常時の重圧に対して、より着実に耐久し、適応するための能力とされる。

6次産業化（ろくじさんぎょうか）

農業者が農産物の生産（1次産業）に加え、加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）にも主体的に関わり、農業経営に新たな付加価値を取り込むこと。1次×2次×3次＝6次産業。